

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 1 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年11月新城市臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 11月20日(金) 午後1時30分から午後4時40分まで
- 2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室、2階 教育長室
- 3 出席委員
原田純一委員長 川口保子委員 瀧川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長
- 4 説明のため出席した職員
夏目教育部長
- 5 書 記
杉浦教育総務課副課長
- 6 議事日程
開 会
日程第1 協議
(1) 教育の大綱について
(2) 教育長の決裁規程について

閉 会

○委員長

皆さんこんにちは。11月の臨時教育委員会会議をただいまから開催いたします。

日程第1 協議

○委員長

日程第1、協議、教育の大綱ということで事務局から何か説明がありますか。よろしくお願ひします。

○教育部長

きょう、お配りをいたしました資料、ほんとはもっと事前に委員さん方に御送付申し上げなければいけなかったんですが、ちょっとおくれまして申しわけございません。

教育大綱につきましては、次の1ページからずーっと各課のものが上げてございます。基本的な構成といたしましては、各課の動きとして最初のページに各課の基本方針が掲げてございます。それで、例えば一番初めに学校教育があるわけでございますけども、1ページのところは学校教育課の基本方針、それでめくっていただきまして2ページ以降が、学校教育課で持っている各種事業の概要、それから予算、それからそれぞれの事業を検証・評価をする時期だとかそういったものが掲げてございます。これが、事業ごとにずっと続きます。めくっていただきますと、12ページまでが学校教育課がありまして、13ページから教育総務課が始まるというようなことで、順次あるというような形であります。

ボリュームが結構ございますので、きょうは時間の制限もございましてメインはそれぞれ各課の基本方針のところを主に見ていただけたらいいのかなという気がいたしますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それで、基本方針の次にあります事業ごとですが、これは具体の事業費が載っておりますので、今回の教育委員会制度の改正に伴って市長から宿題が出ております教育予算のあり方というところにもつながっていくところでもありますので、そこらあたりも委員さん方は、少し認識の片隅に置いておいていただけたら助かります。

委員長、どういたしましょうか。

○委員長

どういうふうにして進めますかね。時間が限られているものですから、今部長が言われた最初の大部分の部分ですよね。

その部分をきょう、検討してもらいたいということですよ。

○教育部長

ええ。ここが一番のそれぞれ各課の考え方の軸となるところでありますので。

○委員長

そうすると、最初の学校教育でいうと1ページのこの部分ですよ。

○教育部長

はい。構成といたしましては、1ページの学校教育課の部分を見ていただきまして、5学校教育という見出しがありまして、その次に、この課は4行ほどですけども、ちょっと太字で、子供は、学校・家庭・地域の中で育ちます云々というこの部分が全体を一言であらわしたような文章になってお

ります。その次、(1)からずっとありますけども、それぞれのもう一つくださいの区分、小窓にした区分ごとに表記がされておるといような形でございます。

学校教育課につきましては、教育振興基本計画の学校教育編というものが、もう概要版ができ上がっておりますので、それをこちらのほうに転機してあるといような形になっておりますので、学校教育課については内容的にはもう固まっておるものでございます。

○委員長

そうすると、まず5ページのところ、(1)を読んでいただいて、それであと2ページから12ページまで、①から⑩まで見出しがありますよね。例えば英語講師の派遣事業、児童生徒野外学習推進事業、以下「体徳知」の教育活動推進事業まで、こういうような内容はざっぱに見てもらえばそれでいいと、そういうことですね。

○教育部長

一度、それぞれの課でこのような事業があるというのを委員さん方も目をお通しいたいて、承知をしておいていただきたいと思います。それで、もしもその中で何かこれはといものがございましたら、また後日になりますけども、御意見をいただければと思います。

きょうはそこまでは時間的な余裕はないと思いますので。

○委員

ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

○委員長

はい。

○委員

先ほど学校教育編として考えていただければいいとおっしゃいましたが、何をもとに。ちょっと聞き漏らしました。

○教育部長

新城市の教育振興基本計画というものがあります。今回のこの教育大綱というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが一部改正されて、市長は教育大綱をつくらないといけないうものになってきたんですね。それで、教育大綱というものを改めてゼロからつくり上げる必要があるのかといとそうではなくて、それ以前に教育振興基本計画というものをつくりなさいといことが既にありますので、それをもってこの教育大綱にかえるといこともできますよといのが国の法律の解釈でありますし、そういった指導も文科省のほうから受けております。

ですので、新城市の場合は教育振興基本計画というものの中の学校教育編といのか学校教育分野については、もう粗々のところできておりますので、それがそっくりそのままこのところに当てはめれば済むのかなといような形になっております。

それから、あと学校教育編ですけども、主に指導の部分、大きく分けますと管理と指導といふうに分けることができるんですが、指導の部分については相当練り込まれて、もう既にでき上がっている。ですからそれを今回使わせていただく。

それで、管理のほうは教育総務課が担当をしておりますので、ここについては、前回の作手で行われました定例教育委員会会議でもちょっと私申し上げたんですけども、市内の各学校の施設整備の計画というものが、まだしっかりでき上がってないものですから、それをつくらなければいけないとい

うことにはなっていないかもしれませんが、現状ではそういった将来にわたる長期の計画がない中で、毎年度校長会要望というものが各学校から上がってきまして、そのときに施設の営繕の要望がございますので、その上がってきた要望の現場の精査をさせていただいて、予算措置し対応しておるとというのが現状でありますので、悪い言葉で言いますと場当たりの対応をしておるといような形でございます。これをしっかりした体系立ったものにしていく必要があるというテーマが残されているといような形です。

それから、社会教育については、生涯学習推進計画というのが別にあります。それから、社会体育につきましても、今現在策定中でありますけれどもスポーツ振興計画というものをつくっておるものから、その理念とか基本的な考え方というものがこの教育大綱のほうにのってくるといようなイメージをしていただければよろしいかと思ます。

○教育長

今度の総合教育会議で世に問う形になってくるので、全体のアウトラインとしてのまとまりをつける必要があると思う。このページ割りつけで考えると、表紙があつて、表紙裏に市長の言葉と目次があつて、そしてその次に教育理念があつて、教育理念2ページにわたつてもいいと思う。その次に学校教育が1ページあつて、その裏に学校教育の事業をA4、1枚でまとめて、その次に教育総務があつて、その裏に教育総務の事業をまとめて、同じように生涯学習課、文化課、スポーツ課と、これだけやっておいて、それ以下、添付資料として今ここにあるそれぞれの事業を別添の資料としてつける。

だから、教育大綱としては今言った割り付けで、1、2、3、4、14ページかな、14ページにすると。あと、1つつけるならば、裏表紙含めて15ページの冊子として教育大綱をまとめる。そして、添付資料として各課の事業を順番に学校教育課からスポーツ課までつけるといような体裁にまとめる必要があると思う。そこまでやって、総合教育会議に提案するとい形でない、なかなかまとまった形としては提案できないと思うので、その辺を各課でお願いしたいと思ます。

それで、市長の言葉、これ部長のほうで考えておいて。

○教育部長

はい。

○教育長

それで、その次の2ページにわたる教育理念については、私のほうで原稿を書きます。それ以降のところは各課で書くとい形にしたいと思ます。

○委員長

委員さんたちも、今初めてこれを目にするものですから、一応この一番最初の基本になるページについては目を通していただいて、どういう内容が書かれているかといのをざっと見ていただいて、何か気をつくところがあったら御意見いただくといことで、学校教育課からスポーツ課までここで目を通していく必要があると思ますので。

○教育長

各課、順次読んで検討する、そういう進め方がいいんじゃないかな。

○委員長

そういうことで進めますので、1ページをごらんください。ここに学校教育課の基本理念が書いて

あります。その後、2ページから12ページまではその具体的な内容がありますので、まずこの1ページのことについて、今から私読んでいきますので、一度目を通していただいて、何か気のついたことがあったら御意見をいただくということをお願いします。

○教育部長

委員長、読むのは私、読みますので。

○委員長

いいですか。

○教育部長

はい。それでは、ずっと読み上げていきますので。

○委員長

お願いします。

○教育部長

経過を追っていただければと思います。

5、学校教育。子供は、学校・家庭・地域の中で育ちます。本市では、保護者も地域の大人も子供の教育に関わることで、互いを成長させる「共育」を推進します。そして、命を尊び、叡智を磨き心身を鍛え、自他の幸福を築ける人間をめざします。そのために、新城教育は「遊び」「健康・スポーツ」「躰・生活習慣」「学び」の4つの柱を大切にされた教育活動を展開します。

(1) 遊びのすすめ。遊びの中で、子供は他と関わり合いながら、たくましく生きる力を身につけます。そんな遊びのよさを見直し、夢中になって仲間と遊ぶ子供を育てます。全小学校で「遊びの時間」を工夫します。また、豊かな自然の中での遊びや異学年との遊びを教育活動の中に取り入れます。

(2) 健康・スポーツのすすめ。学校でスポーツに親しみ、運動習慣を身につけ、健康教育を継続して行うことで、生涯を通じて心身ともに健康的な生活が送れる人間を育てます。全小中学校で、「歩くこと・走ること」を中心に子供の体力向上をめざします。小学校における「スポーツの時間」を、中学校の部活動に連携させながら、継続して自らの体力向上に挑むようにします。

(3) 躰・生活習慣のすすめ。元気なあいさつは、互いの心を開き、心をほぐし、温かみと思いやりがある、いじめのない学校づくりの第一歩です。正しい言葉づかいを身につけ、相手を思い、自らを律し、礼節を重んじる態度と、それを習慣づけることが大切です。あいさつ、言葉づかいといった「躰」や規律ある「生活習慣」は、学びや遊びとともに自己の成長を支える生きる力を培います。「共育12」と「道徳の地域化」を推進します。

(4) 学びのすすめ。「学び」とは学び得た結果だけを言うのではなく、学ぶ意欲や姿勢、その楽しさを身につけ、生涯にわたって自ら学び続ける力を習得することを言います。子供が生きるこれからの時代や社会は、情報化・グローバル化のなかで、大きく変化します。そこで、新城の子供たちに必要な「学ぶ力」を育成するために、学校教育では自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を活用し、次の3点を大切に進めます。

『基礎・基本を習得する』『三多活動(多読・多書・多論)』の実践や「学習習慣」の定着を図るなかで、教科の基礎・基本を確実に身につけるようにさせます。そして、子供の興味・関心・意欲を高め、追究・課題解決の楽しさを味わわせ、「アクティブ・ラーニング」を積極的に取り入れます。

『自ら学び、自らを生かす』子供たちが主体となって、互いに考えを聴き合い・伝え合い・学び合

い、主張し合える「コミュニケーション能力」を高める授業をめざします。

『仲間とともに学ぶ』互いの違いを認め合い、尊重し合い、仲間とともに成長していくような学び合いの良好な学習集団のなかで、自らを鍛えていきます。

すべての子供が学びの主角となる授業づくりを行い、学力を保障します。さらに、発信する力や議論する力を高め、より深く考え、さまざまな問題を解決する力を養います。

○委員長

ありがとうございました。まず、このページでお気づきになったことがあったらお願いします。

○教育長

これをつくったときから早3年ぐらいたっていて、これに今日的課題が加える必要があると思います。(3)の躰・生活習慣のすすめの中の下から2行目、「躰」や規律ある「生活習慣」や、早寝早起きの「生活のリズム」はのところですか。これは、不登校等とも関わって、非常に大きな問題として生活のリズムという問題があるので、そこを書き加える。

それから、『仲間とともに学ぶ』のところで、2行目、学び合いの良好な学習集団を育て、自らを鍛えるとともに、不登校やいじめなど今日的課題解決に取り組んでいきますと。学校教育課の大きなそれも柱になってくるので、それも書き加えたいと思います。

○委員長

最初の4行には、新城教育憲章の前文というのが、新城教育がというそのところが、かなり色濃く反映されていますよね。

○教育部長

そうですね。

○委員長

私ね、わかりにくい言葉があるなと思ったのは、『基礎・基本を習得する』のところの「アクティブ・ラーニング」、これ先生方の言葉としてはピンとくるかもしれないけれども、教育長、どうなんですか、アクティブ・ラーニング。

○教育長

これからのキーワードになってくるんだけど。

○委員長

まあ、いいわね。

○教育長

いいんじゃないですか。

○委員長

それじゃ、私もいいかなと思うんだけど、一般の方にはちょっと。

○教育部長

そうですね。この教育大綱は、単年度で終わってしまうというのではなくて、おおむね5年先ぐらいを見据えたものとして策定しなさいよというような形になっているものですから、今教育長が言われるように、これからのまさにキーワードになっていきますので、だんだん浸透はしていくもののかなという気がします。

○教育長

新しい学習指導要領の中にも、必ず取り入れられています。

○委員長

では、それでいいかね。

○委員

保護者のことについて、最初の一行目に1回しか出てこないんですけども、保護者の教育というんですか、保護者の方も子供の教育にしっかり携わっていただくというようなことは、生涯学習課に入るんですか。それとも、ここの学校教育課に入るんですか。

○教育長

両方ですね。

○委員

両方ですか。

○教育長

ただ、家庭教育というものがメインになってるのは生涯学習ですけども。

○委員

はい。保護者も学校に協力して、子供をしっかり育てましょうよってという言葉があるとありがたいということちょっと思ったんですけど。

○委員長

今の、委員の言われたとおりなんですけれども、例えば(3)の躰・生活習慣のすすめの一番下の行に、「共育12」と「道徳の地域化」を推進しますというのはまさにそうだと思うんだけど、こういうところに保護者や地域と協力してだとか、そういう言葉が入ればいいと。そういう意味合いですか。

○委員

そうそう、そういうことです。

○教育長

それじゃ、「共育12」の前にその言葉を入れればいいですね。保護者や地域と協力して「共育12」と「道徳の地域化」を推進しますと。

○委員

はい。

○委員長

じゃあ、1ページについてはそれぐらいにして、また後。委員、どうぞ。

○委員

基本方針なのでいいのかなと思うんですが、すごくよく洗練されているという感じで受けとめましたけど、いじめに関することってというのはどの程度の表現でいいかなってことを思うんですけど。ここに出てきているというと、(3)の躰・生活習慣のすすめで、元気なあいさつはという始まりの文章の中で、いじめのない学校づくりの第一歩ですってという言い方であるんですけども、もう少し強調しなくてもいいかどうかという。

○委員長

8ページと9ページのところにね、いじめ対策事業とか、不登校対策事業があるので、多分こちらで詳しく述べているのかなという感じはしたんですけど。

○委員

そうですね。

○委員長

そこら辺はどうなのかな。こちらのほうを見れば、かなりそういうことは、その内容には触れているので。

○委員

はい。

○委員長

いいのかなとも思うけども。しかし、大事なことであるのでね、今。今を賑わす一番の問題なのでね。

○委員

そうですね、ええ。

○委員長

多分、さっき教育長が、不登校やいじめなど今日的課題解決に取り組んでいきますというのも1つこんなところですね。

○教育長

決意発表として、『仲間とともに学ぶ』のところに、きちっとそれを言葉として入れると。

○委員長

あと、全然別件なんですけど、新城教育憲章とか、共育12もその教育憲章の中に入っているんですけど、それってこれにつけますか。

○教育長

つけていったほうがいいね。大綱の中に。

○委員長

そうそう、大綱の中に。

○教育長

文言の中にじゃなくて。つけるべきだよな。

○委員

一応つけたほうがいいような気がするな。

○委員長

大綱の中に。

○教育長

それじゃ、教育憲章を表紙裏に入れますか。そして、その次に市長の言葉と目次を入れて、その裏にA4、さっき教育理念は2枚あったけど、1枚に書いてやればね。

○委員長

あるいは、教育理念を書いて、裏側に教育憲章とかね、そういう方法もあるかもしれないし。それはどっちでもいいです。

○教育長

一番大もとになるものなので、表紙裏がいい。

○委員長

表紙裏がいいかね。

○教育長

はい。表紙裏が教育憲章で、その返しに市長の言葉があつて、目次があつて。

○委員長

それが1ページですよ。

○教育長

はい。それで、その裏に教育理念があつて。それで次から学校教育課他が表裏でそれぞれやっていくと。

○委員長

それぐらいがいいかもしれませんね。じゃあ、委員、また何か気がついたら言っていただくという

○委員

はい。

○教育長

これ、ちょっと見にくいので、(1)から(4)があつて、次の3点を大切に進めますとあるんだけど、ちょっと見にくいんだよな、何かね、並びが。4つの柱を大切にされた教育活動を展開しますで4つはいいわね。

○委員長

これ、鍵括弧よりむしろ黒ポチぐらいにしたらどうですか。・で基礎・基本を習得するとか。

○教育長

(4)の中の1、2、3だものでね。

○委員長

そうそう、そういうこと。

○教育長

その軽重がはっきりがしないので。黒ポチにして、1字下げか2字下げぐらいにして表記するとわかる。

○委員

ラインを分けたほうがいいですね、これ。

○教育長

だから、2字下げぐらいに、右側へ寄せてやると、(4)の中の細かい見出しだなんていうことがわかると思うので。それから、やっぱり黒ポチも、明朝体の強調文字ぐらいにするとわかりやすいね。

○委員長

ゴシックを変える余地があるわね。

○教育長

はい。黒ポチにして、明朝体の強調文字。それで見やすくなるんじゃないかな。

○委員長

ちょっと2ページ、見てください。

英語講師派遣事業ということです。

4番の今後の展開というのはどの見出しのところにもあるんですね。これ、平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、平成32年、6年目以降というのは。

○教育部長

一応、教育大綱が向こう5年間を見据えるということですので、平成28年度から平成32年度までの5年間をベースにつくっております。

○委員長

②が児童生徒野外学習推進事業。この3の事業の内容、小中学校の児童生徒が豊かな自然環境の中で、一定期間規律のある集団宿泊生活を行う野外学習を実施するために必要な経費のうち、小学生一人につき2,000円、中学生1人につき3,000円を助成する。これもともと国からの補助金があったやつを、新城市が継続してやっているとそういうことですか、これは。

○教育部長

そうです。以前は、国の補助制度がありました。ですが、それが消えました。いきなりなくすわけにはいかないものですから、市の単独事業として始めた。その後も、以前の国の制度があった時分と思うと、この市からの助成額は減少してきております。現行が2,000円、3,000円という形になっています。

○委員長

やっぱりちょっとこれ、しっかり見とかないといけないな。

○教育長

この順序というのは、例えばここで英語講師派遣事業があるんだけど、後ろのほうで⑨として中学生海外派遣事業、それから⑩として語学教育事業と。関連するのがばらばらになっているね。それで、いわゆる学校教育課として重点事業としてはやっぱり⑦のいじめ対策事業とか不登校対策事業とか、それから最後の「体徳知」の教育活動推進事業にあると思う。

そうすると、この順番をあらわすときに、やはり最重点事業から、予算の並び順ではなくて、やっぱり担当課として力を入れるそういう事業から並べたほうが見やすいね。

だからそれでいうと、1番は⑩の「体徳知」の教育活動推進事業、ソフトの部分が①だね。

○委員長

これが①だね。

○教育長

それで、②はやっぱり不登校対策事業、いじめ対策事業。いじめが②、③に来て。

○委員長

⑦が②で、⑧が③ね。

○教育長

はい。それで、特別支援はないんだね。

○委員長

特別支援というのに関するとすれば、5ページのハートフル。

○教育長

あるね。

○委員長

これが特に、学習支援・特別支援のことだよね。

○教育長

じゃあ、特別支援って言葉も欲しいな。学校生活適応指導教室は。

○委員長

これは不登校に関する。

○教育長

不登校だね。

○委員長

不登校の次に入れとかないと。

○教育長

不登校のところに入れておかないと。

○委員長

そうするとこれ④になるんだよね。

○教育長

そうですね。

○委員長

③が④になると。

○教育長

③が④で。

○委員長

それで、ハートフルがその次でいいんじゃないか。

○教育長

はい。ハートフルスタッフ活用事業、あっ、特別支援とは限らないわけか、ハートフルだって。

○委員長

そうそう、ハートフルはね。学習支援・特別支援だからね。

○教育長

これはどうなるのかな。

○委員

かわりがありますね。

○教育長

それで、外国語関係か。英語講師派遣事業が⑥で、語学が⑦か、⑩が⑦か。⑩が⑦で、⑨が⑧で。

○委員長

それから、後は野外学習か、学事関連か、へき地だね。

○教育長

学事関連事業、学事関連っていうの、わかりにくい名称だな。

○委員

何だろうと思いますよね。

○教育長

そうだね。名称の工夫が要るな。だから、その次が⑨。⑨が学事で、⑩がへき地で、最後が野外活動だね。

○委員長

皆さん、了解ですか、今の順序は。

○委員

はい。

○教育長

特別支援は出てこなくてもいいのかな。予算化してないのか。

○教育部長

特別支援は、具体の予算という、今先ほど言いましたハートフルぐらいしかない。

○教育長

後は、県の関係だね。

○教育部長

そうです。

○教育長

具体的に言うと。

○教育部長

ええ。特別支援学級、1人でも今は開設できるようになっていますから、それは先生が配置される。

○教育長

ハートフルスタッフ活用事業の後ろに、括弧して特別支援、言葉がおかしいかな。

○委員

特別支援じゃないですよ。

○教育長

そうね。まあ、とりあえずは並び順を変えるということね。

○委員長

まずね。はい、そうしといて。

ちょっと私、気がついたところは、2ページの英語講師派遣事業なんですけど、ここでぜひやっばりつけ加えておいてほしいというのが、平成32年度から小学校の5・6年生で英語科が始まるわけですよ。それで、3・4年は英語活動が始まる。それで、英語科の授業は週2時間、英語活動は週1時間始まるものですから、前倒しで平成30年度ぐらいから、やはりこの英語講師派遣事業についてももう少し手厚くしたほうがいいんじゃないのかなということを思います。これちょっと一遍検討する必要があるんじゃないのかなと思うんですよ、このページについては。

○教育長

まさに、平成30年度から移行措置が図られてくると思うので、その移行措置がつまり5年生・6年生で英語という教科ができて、3年生・4年生で英語活動になっていったときに、担任レベルでどれだけ指導できるかというのは非常に大きな疑問なので、そこでどうするかということだね。

○委員長

はい。ここはもうすごく大事なところだと思うんですよ。

○委員

そうですね。

○教育長

平成30年度の具体的施策のところ、小学校の英語科及び英語活動移行措置開始と。それで、平成32年度に英語の教科化・英語活動始まる。

○委員長

そうですね。

○教育長

入れておいたほうがいいね。

○委員長

まずそれ、入れておいてもらって、予算についてもこの時点では少し見直して、もう少し手厚くしたほうがいいんじゃないのかなということを思いますね。

○教育長

だから、そうなったときにもう授業削るのは総合科しかないわけです。そうすると、この野外活動のあたりでも総合科の時間が切られたり、なくなったりなってくると、ここらも変わってくるね。

○委員

どうですね。

○教育長

変わらざるを得ないね。

○委員長

私も、さっきちょっと気になってたのは、新城市も思い切ってこの予算を英語講師派遣事業のほうに振り替えるぐらいのこともやってもいいのかなということは、思っているんですよ。

これの検討は、総合教育会議のときにやってもいいのか、その前にきちんとしておかなければいけないのか。

○教育長

特に、新たな予算が発生したり、それから重要な課題等については配当枠の中では考えられないので、新たな予算が必要だということについては、総合教育会議でしっかり話題提供して検討していくと、そういうために総合教育会議があるわけなので。

○委員長

それじゃ今の英語科・英語活動について、その場で提案していけばいいと、そういうことですね。

○教育長

そうですね。さっきの言葉は入れておいたほうがいいね。

○教育部長

そうですね。すべて市長との話の中に上げるという話になると、恐らく時間がなくなってしまいます。今のような、例えば英語科といった大きな指導展開になっていくものですから、そのための経費というのは新城市でもしっかり拡充していかないといけないということで、そういったものは言うべきでしょうね。市長にも認識をしておいていただかないといけないものですから。

○委員長

はい。

○委員

委員長がおっしゃられたとおりで、英語については、まず予算面で手厚くする必要があると思うし、子供だけじゃなくて、教師の研修も絶対必要になってくると思うんですよね、何年か前から。個人の研修に任せるなんていうことでは済まされないと思いますので、その体制も早いうちに予算化していく必要があるんじゃないかなと思います。

○教育長

もう唯一、愛知県で新城市だけが英語活動推進地域の予算をもらっている。

○委員

そうなんですか。

○教育長

去年、今年と進めております。

ただ、これが切れてしまうと、どうしようもない。だから、ほかの市ではうらやましがられておるけども、唯一新城市は、中央研修でもエリートが育ってます、スペシャリストを、はい。

○委員

そうですか。失礼しました。

○教育部長

国は、いわゆる先生方の養成ということで何か言っているんですかね。

○教育長

だから、そういうスペシャリストを育てて、そのスペシャリストを通じてそのブロックなりで、ほかの先生方を指導していくというそういうスタンスなんだよね、今は。

○教育部長

何か時間かかりますね、そうすると。

○委員

かかりますね、それはもう1年、2年というスパンで。もう少し欲しいぐらいです。

○委員

講師派遣と書いてありますが、この講師というのは、例えばクイーンズイングリッシュとか、そういうところから派遣していただくのか、あるいは別のルートで、自分たちで探してその方を見つけているのか、どちらなのでしょう。

○教育部長

2つあって、県の予算で派遣をしていただける外国の方はいるんですが、ただそれはもうほんとに時間的に微々たるものであります。で、それとは別に市の予算で英語講師の派遣ということをやっておりますので、その先生は教育委員会が見つけてきてお願いしているという話です。

○委員

ということは、地域の方。

○教育部長

そうではないです。外国人、全くのネイティブです。

○教育長

ネイティブで、全部子供たちの指導に入っています。

○委員

それは、新城とかその地域に住んでいる外国人の方ということですか。

○教育部長

今は違います。豊川の方ですね。豊川にお住いの方。

○委員長

タントさんですね。

○教育部長

そうです。

○委員

では特別、英語を教えるための英語教育を受けた方ではなくて、一般の市民だった方が日本にたまたまいらっしやっていて、その方がネイティブっていうことで教えておられるということですか。

○教育部長

今頼んでみえる方は、英会話教室ですか、英語を教えるというようなことを業務としてやられてみえる方ですので、教えるということについてはスキルを持った方です。

○教育長

スペシャリストです。私が附属中学校にずっと勤めておったときに、附属中学校で招いていた講師で、もうすばらしい講師だったので。その次に、私が新城市の学校教育課長になったので、その当時の英語講師が、教師というより一般人が来てやってる程度だと、これはどうなりましょうということ、附属から無理やりひっぱってきて、新城の講師をお願いして、それ以来やっていただいている方で、とても上手に指導のできる方です。

だから、優秀な講師です。

○委員

何か聞いた話ですけど、英語を教える英語の外国人の方でもいろいろなレベルがあってということ、聞いたものですから。もしこれから新しくお願いする方がふえてきた場合に、やっぱりレベルの高い、そういう英語を教えるための勉強をされた方を選んでいただくとありがたいなと思いました。

○委員長

それでは、2ページ、3ページについては、そこら辺でいいですかね。

ちょっと、順次見ていって、4ページ、5ページの辺はどうでしょう。

○委員

ちょっと、先に思いついたこと、よろしいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

ここに入ってないんですけど、以前は部活動指導補助費というのがありましたよね。あれは県の補助金だったんじゃないかと思いますが、今は中学校の部活動指導の手当はどうなっているんでしょうか。

○教育長

4時間以上等については、特別費用が出ている。

○委員

それは、どこから出ていますか。

○教育長

県費。

○委員

やっぱり県費ですか。市は特に。

○教育長

出してない。

○委員

出してないんですね。わかりました。

○教育長

出している市もありますけどもね。

○委員

はい。

○教育部長

これは、昔は市も予算計上しておったんです。で、県の補助制度があったんですね、2分の1だったか3分の1だか忘れてしまいましたけど。それで、県の補助制度がなくなってしまった。それと、時を同じくか、そのぐらいの時期に市の予算から消えたっていう経緯が、過去にあります。

○委員

部活指導の問題がよく取り上げられるものですから、手当がどうなっているのか気になりました。ほとんど先生方のボランティアでやられているというのが実態だと思いますので、それで確認したわけです。

○委員長

4ページの学校生活適応指導教室のところ、5名の指導員の方が見えて指導されていることなんですけれども、今後の展開の具体的な施策のところですが、講師を招聘した指導員の研修会を年3回実施と、それから指導員の人選。施策に必要な予算が753万8,000円ということですけど、これって要するに上の黒ポチじゃなくて、指導員さんたちに払う給料ということですよ。

○教育部長

これは、具体的施策の中に2つの項目が挙げてあります。3回実施というのと人選というのと。これがこの事業の大まかな内容であって、これを実施するための市の予算に幾ら計上してあるのかというのが右側の事業費というところになりますので、ここでは指導員の雇い上げ経費がほとんどですね。

○委員長

そうですね。そうすると、この具体的施策という、指導員の人選にほぼこれがかかるといってしまうことですよ。

○教育部長

そうです。

○委員長

そういうことだね。

○教育部長

ええ。人選をして、その賃金だとか報酬だとかっていうものがほとんどですね。

○教育長

考えてみると、自分が不登校教室を新城で初めて開設したとき、予算ゼロで。何をやったかという、汗をかくということ、体に汗をかく、心に汗をかく読書、それから手を動かす工作と、この3つの作業であって、体を動かすのはボール等があるからそれでいいと。で、心に汗をかくという部分については、感動をやるという本が必要であって、手を動かすというときには工作物が必要だった。こうした工作物、いろいろ用意するのは全部自分の給料から払って、それで不登校の生徒に渡してやっていた。今、ずっと見ると人件費だけだったら具体的にどういう活動やっているんだろうなど。

つまり、3つの活動を必ずやっていたね、体を動かす、本を読む、それから工作物をつくるという。今、どういう教育課程でやっているのかわからないんだけど、でもやっぱりその運営のための費用というのは絶対要と思うんだけど。

○教育部長

恐らく、今この適応指導教室はあすなる教室ですので、青年の家でやっておりますので、例えば何か運動をする、ボールが必要だということについてはこの予算で買っておるはずですけども。

○教育長

この中でやっているんだね、人件費だけじゃなくって。

○教育部長

ほとんどが人件費。

○委員長

多分そうだと思う。

○教育部長

5人の嘱託職員・臨時職員が働いておりますので、ほとんど人件費で消えていってしまいます。

○教育長

だから、そういう活動ってやっているのかな。

必ず毎回、3つやっていたもんね。

○委員

そうですね。

○教育長

学校教育課長と副課長の2人でやっていた、それら全部を。

○委員

当時は、「わいわいクラブ」というので、やりましたが。

○教育長

自分の小遣い使って、どんどん教材、教具、買ってね。

○教育長

ただ、教育課程を組んでやっているかどうかということなんだよね、きちっとした教育理念に基づいて。

○委員

入ってないですね。

○委員長

入ってないですね。

○教育長

そういう面では、きちっとした体制を組んで、学校の先生、あるいは経験者でもいいので、そこへ指導に入らないと、そういう内容のものにはならないんじゃないかなっていう心配があるね。だから、そこら辺の予算の内実、もうちょっときちっとしたいね。

結構、コンサートやったり、何なりっていうの、喜ぶもんね、手先のものって子供たちは。

○委員長

そうですね。あと、やっぱり体育館があるものですから、体育館で運動はしょっちゅうやっていますよ。

○教育長

それは、必ずやっていると思いますよね。運動、勉強はやっていると思いますけども。

○委員長

勉強もやっていますね。

○教育長

はい。

○委員長

5ページのハートフルスタッフということで、平成28年度は18校に29名のハートフル、平成29年度は20校に32名のハートフル。それで、施策に必要な予算、同上でいいのかな、同上で。

○教育部長

ここあたりが非常に心苦しいところでありまして、今教育委員会の事務局のほうで向こう5年先を見据えてという計画、そういったものがないんです。ですので、同上になってしまうんです。

○委員長

同上になってしまうわけね、これは。

ここでふやすとか、そういうことまで、ここでやれないわけだね。

○教育部長

ええ。

○委員長

なるほど。わかりました。それならいいです。

○教育部長

ですので、このところの表記の仕方が非常に難しいなっていうのを思うんですね。例えば、このところで平成28年度は何とか数字はつかめますと。平成29年度以降同上、ほとんど全てのものがそうなんですけども、だとしたら向こう5年間で何かこれから考えて、こういったこといいことだからやってみましょうっていったときに、同上なのでこの金額でいいんじゃないのかっていうことを

逆に言われちゃうおそれもある。

○委員長

普通見ると、そう思いますよね。

同上でいいのかなと。

○委員

そうですね。

○教育長

ちょっと話を戻してごめんなさい。さっきの適応指導教室の中に、やはり指導方針に基づいたそういった活動、指導者、それから旅費・教材費、ここらがきちっと計上されているかどうか。不登校の子供の場合だと、指導員が家庭まで行って迎えに行ったり何なりということもあると思うので。恐らく、指導者がほとんどかぶっていると思うんだけど。それから、教材費。

○委員長

事業費と書いてあるけど、賃金・報償費・旅費・教材費と、そういうことですね、もう少し詳しく言えば。

○教育長

いや、そうであるかどうかわからないので。

○教育部長

この辺は、ちょっと私細かいところまでは把握してないんですが、実は今年度に入ってから予算でこの指導員の方の携帯電話を買ったんです。それまでは、どうやっていたかということ、自分の携帯電話でいろんな連絡を取り合ってたという実態がありまして、それはまずいだろうと、仕事でやっていただいているものですから。それで、携帯電話の購入予算をつけてということをやりましたので、完全に自腹を切っているというようなことがないかということ、ちょっと言い切れない部分があるなっていう気はします。

○教育長

通信費も、やっぱり見込んだんだらうね。

○教育部長

そうです。

○教育長

大きいね、不登校の子供たちや親と話をするととっても長時間になるので。

ハートフル、その平成30年度以降、何か文言入れておく、同上じゃなくって。いわゆる実態に応じて柔軟に対応していくと。そこらの言葉がないと、固定的に捉えられると困るので。

○委員

平成29年度に3名増員するというのは、もうその見通しで行かれるわけなんですか。はっきりしてるんですか。実態をつかんでみえて、3名ふやす必要があるということなんですか。

○教育部長

いや、これはわからない。

○委員

わからないんですか、まだ。

○教育部長

まだ、今の段階ではわからないはずですので、ちょっとこれ確認します。ひょっとすると、年度が1年ずれておられるかもしれません。上の平成28年度に書いてあるのが、平成27年度の状況で、平成28年度こんなふうになりそうだと。今の教育支援委員会、今までの就学指導委員会なんかで大体来年度上がってくる子、こんな子がおりそうだというのは大体あらあらになってきておりますので、そうするとどのくらいかっていうのは、大ざっぱにつかみやすい状況にはなっていますが、再来年度のことについてはまだ皆目わからないはずですので、ちょっとこれは確認をします。

○委員長

そうですね。平成29年度が19校になるので、これ20校じゃおかしくなっちゃうね。

○教育部長

その辺の、全校にハートフルスタッフが必要かという、要らない学校も1、2校ですけどもあるように聞いてはおりますが。

○委員長

ああ、それはあるかもしれないですけどね。

○委員

ここ、何でも予算が欲しいところですよね、ここは。

○教育部長

そうですね。

○委員

例えば、今までの通年単位でいくと、どのぐらいの対象者数になって、生徒数がふえてるかどうか、その辺の比率で延ばしていくとかね。だったら、恐らくこれ多分ふえていく話になっていくような気がするけどもね。

○教育部長

今までの傾向としては、支援を必要とする子供たちっていう数もふえますし、数だけではこれ言えませんので、質の問題もあるものですから。

○委員

そうですね。

○教育部長

もうマンツーマンでないととてもじゃないけどやっていけないという子もいるし、そうではない子もいますのでね、何とも言えないんですけど。ただ、ふえる傾向はあります。議会でもこの議論はさんざんやってきておりますので。ただ幾らっていうふうに具体的な数字で抑えきるのはなかなかできなくて。

○委員長

そうですね、それはわかります。

○教育部長

教育長が言われた、実態に応じて柔軟に必要な経費を計上していくというような文言でうたったほうが比較的いいのかな。数字ってひとり歩きしていくことが多いですので、それじゃ足りなかったなんという事態になってもまた困りますし。

○委員長

じゃあ、次行って、6ページ、7ページあたりはどうでしょう。

○教育長

へき地校が作手1校になるんだよね、統合した後。それで、あと協力校が、準指定が鳳来寺と黄柳川、小規模で鳳来東という状況になるんだけど、これへき地指定校の先生方の負担というのは非常に大きいんだよね。だから、ここら辺をどう市として考えていくかということ、それから県へきの活動に対して、市としてどう取り組んでいくかといったようなこと、これらについては今後やっぱり教育委員会としての課題になってくるなと思います。

○委員長

この辺、ちょっと難しいな。

○教育長

委員も、県へきの活動の経験があるもので、どうですか、そこらあたりは。負担金とか、出張とか、活動とかって。

○委員

へき地校の場合、以前はへき地手当が随分あったし、給与面でいろいろ優遇措置がなされていましたが、一切切られてしまっているの、その分個人負担が当然大きくなっているの、恐らくへき地へ勤められている先生方からは、今でも手当てに関する要望が出されているんじゃないかなと思います。何らかの手を打っていくことは必要かなと思います。

○教育部長

へき地関係の諸手当というのは、学校の先生だけじゃなくてこの一般行政職というんですか、あの辺も変わってきているってことなんですかね。どうだったかな。先生だけ減らされるというのもおかしい話だなと思いますが。

○委員長

一般行政職ってね、私が事務所におったころ、不公平なことがあるなと思ったけど、都会に住んでいる職員のほうが手当が厚いんですね。

それはなぜかという、住居費、それから日々の生活費、そういうようなものが高い。簡単に言うと、ケーキ1つでも地方で買えた250円のやつが都会だと300円になってしまうからね、具体例で言えばね。そういうようなことがあってね、新城の職員よりも名古屋の職員のほうが給与がいいんですよ、同じ仕事やってても。どういうことだって、怒ったことがあってね。

○教育長

これは今もありません。

○委員長

それあるでしょ、今でも。

○教育部長

以前は調整手当ってあったけど、今地域手当って言われて、新城は地域手当の対象地域じゃないんですよ。ゼロなんです。それで、隣の豊川だったかな、若干、自治体によって何%という率が違うんですけどね。

○教育長

教職員についてはそれをやってしまうとやっぱり機会均等が失われるということで、県が一律今8%かな、どうか、それは一律にしてあるんですけどね。でも、地方自治体の職員については、もうゼロから10%、20%というえらい違いがある。

○教育部長

ありますね。

○教育長

あるね。まあ、へき地について今後検討が要ります。

○委員長

そうですね。

それから、7ページの合唱交歓会・体育関連行事・英語スピーチコンテスト・教育実践研究等についての事業費が計上されているけども、これはまあ同じような形でやっていくということですよね。

8ページ、9ページのあたりはどうでしょう。

私たちは別として、今それこそニュースで名古屋の中学生の自殺だとか、仙台のほうでもありましたよね。そういうことがあるし、必ず話題をにぎわすので、議会や何かでも結構質問も多いんじゃないかなと思いますけれども。それで、いつどういう状況になるかわからないものですから、先生方としても手の抜けられない問題なんだろうけども。この具体的施策は大体こんなもんなんですかね、こちら辺は。

○教育部長

これは、法律が施行されまして、それに基づいて市も、例えばいじめ人権問題サポート会議という組織は、今まで本当に任意の組織だったんですけども、これを条例設置にして、格付としては非常に重いものにしてきております。

ただ、経費としてはそんなにふえるものではないんですね。何か事を想定して経費を上げておくというのがなかなかしにくいという部分がありまして、重大な案件が発生したらそのたびごとに対応していく、予算もそのたびごとに増額をしていくというようなことしかやりようがないのかなという気はいたしますけども。

○委員長

この9ページのほうに、具体的施策として不登校いじめ専門相談員による家庭訪問、学校訪問ってありますよね。結構予算も計上されていますよね。これと、8ページのほうのいじめ対策と、この方が兼ねていると、そういうこともあるんですか。

○教育長

いや、兼ねてはいない。

○委員長

兼ねてないね。

○教育長

はい。不登校いじめ専門相談員は、やっぱり直接子供や家庭の保護者や学校等を訪ねて、子供の学校へ向けての指導をしているということで、左のサポート会議は、市全体の状況を見て、情報を各関連機関が情報交換をするという会議ですから。

○委員長

これは、年何回ぐらい。

○教育部長

今、年に定例は2回やっています。

○委員長

年2回で、それぞれ専門家の方や関係機関の人たちに支払う報償費が計上されているんですね。

○教育部長

それと、これは市全体でこのサポート委員会というものを定例で2回開いておりますが、その経費。それから、各学校にもいじめ対策の組織をつくっておりますので、そのときに、これは実際に開かれたらという話なんですけども、そのときにも人寄せをしますので、補助員なんかもこの中に入っていると、そういう形になっておりますので。

○委員長

要請があれば。

○教育部長

そうです。

○委員

今、気がついたんですけど、いじめとスマホと今関連があって、スマホについてはどこも書いてないような感じがします。例えば、スマホの使い方教室を、今おっしゃったみたいに各学校に補助をする形でやれるといいかななんて、今思ったんですけど。

○教育部長

スマホは、特に今生涯学習のほうで、特に学校だけじゃなくて、家庭も巻き込んだ形での活動をしております。ただ、具体の経費があるかというとなんですけども。

○教育長

各学校では、必ずやっているんですけど、講師料どうなっているのかな。把握してない、講師料は出ているはずだと思うんだけど。PTAの費用からか。

○委員長

PTAの費用から出ている可能性あるね。

○教育長

あるいは、現職・研修費。ちょっとそこら一括して項目立てしてもいいかもしれないね。必ずやっている事業だものね。講師料、払っているし。学校によって、そんな出どころが違うというのもおかしいしね。

○委員

一律幾らとかね。

○教育長

はい。

○委員

あと、いじめ撲滅。

○教育長

スマホ対策ね。

○委員

中学校だったら年に1回ぐらいはやっておきたいですね。

○教育部長

それって、やってない学校ってありますか。

○委員

どうですか。

○教育部長

予算を、教育委員会に計上するってことはこれやりなさいよっていう、職務命令出すのと一緒のことになりますので。

○教育長

中学校は全部やっているね。

○教育部長

やっていますか。それなら大丈夫ですね。

○教育長

小学校は、やっているとことやってないところがあるけど。

○教育部長

うちは必要ないのに「なぜ」と言われたらね。

○教育長

ただ、小学校のスマホ保持率もとても高くなってきているのでね。

○委員

最近ね。

○教育長

はい。しかも、小学生がやっぱりそういうトラブルに巻き込まれるという例も今ふえてきているものね。

○教育部長

年々、上がってきていますね。

○教育長

はい。

○委員長

あとね、ぜひお願いしたいんだけど、きのうの東三の学校保健研究大会でもそうなんだけど、要するに保護者の問題が大きいんですよ。だから、保護者への啓発、そういう活動を絶対やらせてもらって、それでそれをどういうタイミングでやるかというのは考えていく必要があるんだけど、就学指導のときにやったほうがいいのか、あるいはPTAの総会のときにやったほうがいいのか、あるいはPTAを対象にそういう事業をやったほうがいいかは別として。

きのうも教育長が皆さんに話をしていたんだけど、親はこちらでスマホを持って、パチパチやっていると。子供はその傍らでゲーム機でこうやっていると。今、家庭の実態で親子の対応も少なくなる、親は子供を、要するに機械に預けておけば、あるいはテレビだとかゲームに預けておけばおとなしいから、自分の時間ができるとかね、そういうのがかなり標準的な家庭になりつつある。そうすると、

これはもうやっぱり保護者の問題なんですよね。だから、幾ら子供を指導したって、学校ではそうかもしれないけど家へ帰れば、またもとのもくあみになってしまうんだよね。

だから、絶対に保護者への啓発活動が大事なので、どこかで予算をつけてもらいたい。

○教育部長

家庭教育というか、保護者を対象にしたということになりますと、今はPTAという組織があるものですから、あれは学校から離れた組織ですので、当然保護者、父兄が入っておるものですが、そちらのほうの活動としてやっておるというのが中心でありますね。で、そのPTAはどこかが受け持っているかという、これ生涯学習課が受け持っておりますので、スマホのガイドラインなんかもPTAの資金源でつくったんですね。

○委員長

そうすると、生涯学習課の事業をどういう内容でやっているかということを確認して、ということですよ。

○教育部長

そうですね。

○教育長

ただ、この事業を市で仕切ってやると、発達障害が減ってハートフルスタッフも必要なくなってくるという状況になってくるんだね。スマホ等で脳の発達障害、もうどんどんつくってるわけなので。これ、脳科学的にも証明されているものです。

○委員

この間、八名中学校の学校訪問へ行きましたときに、やっぱり親に対してスマホの教室をしたんだそうです。いい講師の方が来て、ほんとよかったっておっしゃったんですけど、教頭先生がおっしゃるには、そのスマホ教室は親を対象にやったんだけど、親は話を聞きながら、やっぱりスマホをいじる。それで、教頭先生、これはもう親にやってもだめ、津波と同じで、子供を教育しないともうだめだと思ったというふうにおっしゃったので、やっぱり子供を中心にも、子供にもやっぱりしっかりした教室をやっていただきたいと思いました。

○委員長

もちろん子供にも当然やるのであって、親だけじゃだめなんだけど、子供もやりながら親もやる。今、委員の話の中でも、私はそういう親もおるかもしれない。それは1回話をすれば全部がさっとよくなるわけじゃないんだけど、やっぱり心に響いて、あ、やっちゃいけないなというふうに思う親もたくさんおったと思うんですよ。だから、それは絶対必要。

○委員

両方に要ということですよ。

○委員長

そうです。もう子供も必要、親も必要ということです。

○教育長

これ、できるだけ早い時期がいい、親としても。だから、就学前の就学説明会、もっと言うならば3歳児検診、この全員が集まる機会に、親にいかにも恐ろしいことかと。脳の活性化のビデオか何かあるって聞いたけどな。ゲームやっているときの部分と、それからそれがおさまって知的な部分の活躍

するのと全然違うんだと。ないかね、そういうビデオ。

○委員

医者が持っているんじゃないですか。

○教育長

そういう指導やったら親は恐ろしくなって、やっぱり何とかスマホ制限しないといけないなということになってくると思うんですね。ゲーム脳、ゲーム脳って言われて久しいものね。

○委員

つくった人が言ってますもんね、バカになるって。

○委員長

それが、すごい小さい子もやってるじゃん。こども園に行ってるような子が。

○委員

結局、親が与えなきゃいいんですよ。ゲームもやらないし。

○教育長

だから今、ちょっと規制をしつつあるんだけどね。

○委員長

だから、やっぱり親への啓発ってすごく大事だと思うんですよ。

○教育長

そういう意味でも、やっぱり幼小の連携、これをもっと教育的な指導というのが就学前の子供たちに入らないといけないね。

○委員

そうですね。

○教育長

これ、総合教育会議のやっぱり1つの話題にもしていかないと。

○委員長

今のところね。

○教育長

管轄がまるっきり違うもんね。

○教育部長

そうですね、大きなテーマだと思います、それは。

○委員長

日本全体の問題だけど、新城市でも大きな問題ですからね、これ。

○教育部長

そうですね。

○委員長

とにかく、一旦ここで、5分間だけ休憩にします。

午後2時45分 休憩

午後2時50分 再開

○教育長

海外派遣事業の1のところに、「検討が課題である」とあるんだけど、もう検討を具体的スケジュールの中に載せていくといいと思うんだよね。そうでないと、結局前年踏襲になってしまうので。

○委員

これは、そういうふうにしたほうがいいんじゃないですかね。

○委員長

はい。

○教育部長

これは、ニューキャッスルアライアンス、平成30年にこの日本の新城で開くと、ほぼ決まりですので、次回のカナダで、その次の開催を決めますので、それで決定をするというような話になりますので、そうするともうそのための準備室みたいなものを立ち上げて行かないと、恐らく間に合わない。

そうすると、新城市の国際交流のあり方そのものが1つの転機になってきますので、そういった形で、今後中学生の海外派遣事業も単に学校教育の1つの事業ではなくて、もっと大きなものとして発展をさせていけばいいのかなと。今高校生は、そちらの国際交流事業のほうで派遣とかをやっていますので、それを中学生まで下げるということも1つ視野になってくるかなと思いますね。

○教育長

タイムスケジュールとして、カナダニューキャッスルアライアンス、平成28年度に入れておいて、平成30年度に新城ニューキャッスルアライアンスを入れて、それで平成31年度ぐらいに国際交流協会と共同して行うぐらいにしておいて、ほんとは移管してしまうといいんだけど。

つまり、新城ニューキャッスルアライアンスを機会に、世界のニューキャッスルへ派遣するような事業が展開できるといいなと。だから、必要な予算が同上ではなくなるわけですね。

○教育部長

同上ではないですね。

○教育長

こちら辺、同上でないところは同上を書かないほうがいいな。変に同上にするより。

○委員長

空白にしといたほうがいいかもしれないね。

○教育部長

例えば、空欄だとゼロっていうふうに読み取ってしまうので、必要経費だとか。今は積算はできないですけどというくらいで。

平成30年のニューキャッスルアライアンスは、大きな転機になるであろうし、するべきだと思いますね。

○教育長

だから、その翌年ぐらいから派遣できるといいね。

○委員長

とにかく、どうするか検討することが大事ですよ。

○教育長

だから、予算は伴わないけども検討スケジュールが出てくると、ここに、見えてくるわね。

○教育部長

検討ということですね。それを入れていくということですね。

○教育長

当初は、まさにニューキャッスルサミットってということで、経済界や議会や政界の代表者が行くというような形だったんですけども、もう今は若者や女性や、そういう市民の代表が行くというそういうスタンスになってきておるので、これはやっぱり新城市の発展のためにも、それから若者の学びの動機づけのためにも、非常に役立っているという現実があるし、それから若者議会のメンバーも、ニューキャッスルアライアンスに派遣したメンバーで構成されているということ。だから、もう全然教育的な価値等においても違うんですね。

だから、昔の内容で発想していると反対かもしれないけれども、もう反対する対象の中身ではないということ、その現実をやはりきちっと知っていただきたいし、報告会等も毎回若者の手によって行っているわけですので、そういう報告会に出た上での反対なら反対意見として耳を傾ける必要があるんですけども、そういったことなくして、昔の心象で反対するというのはいかがなものかと思いません。

○委員

結局、事業スケジュールが大事だと思うんですね。中学生の海外派遣で、なぜ英語が必要であって、どこへ我々はその事業の目的として派遣していくんだと。その後、世界へ中学生を飛ばたかせるんだっていうその目的がしっかりしていれば、誰も多分文句は言わないような気がします。

○委員長

11ページですけど、平成28年度15万2,000円で、平成29年度が2万円になってしまってるんですけど、これゼロ1個間違えたのか、それともこれで正しいのか。

○委員

これは英語コンベンションと統合するってということなんですよ。

○委員長

しかし、7.5分の1になっています。

○委員

予算が。20万円の間違いじゃないですか。

○教育部長

それは、確認します。

○委員長

要するに、統合したいってわけですよ、イングリッシュキャンプと英語コンベンションをね。それで、イングリッシュキャンプのほうにしたいと、そういうことですね、これ。

○教育長

そうでなくても、英語に力を入れよう、入れようというのに、予算10分の1になるっていうのは変だもんね。

○委員長

それじゃいいですか。

○委員

イングリッシュキャンプというのが、私にはよくわからないんですが。

○教育長

愛知大学とか豊橋技科大学の留学生を呼んで、そこに中学生や高校生の参加者を募って、1日英語でさまざまな活動をしたり、それから食事をつくったりといった活動を行って、もうこれ何年目になるかな。もう随分子供たちにとっては有意義な活動になっています。

○委員

ティーズで放送していたあれかな。女性の先生が中心にやられていますよね。そうすると、統合するという事はコンベンションというようにステージ発表するのではなくて、英語に親しむというか、英語を使う場を1日キャンプという形で設けるということなのですか。

○委員長

多分そうじゃない。

○教育長

発表会をなくすってということになるんだよね。

○委員

そういうことですね、これは。

○教育長

だから、発表会をなくすということについてどうなんだっていう検討は必要だけどね。

○委員

はい、わかりました。

○委員

これ日本語禁止なんですね。

○教育長

もちろんそうですね。

○教育部長

英語だけです。

○委員長

では、最後に12ページ。これは研究委嘱したところに10万円ということですよ、1校。

○教育部長

そうです。

○委員長

平成29年度のところですけど、小学校3校、中学校1校が研究発表で、小学校2校、中学校1校に研究委嘱ということは、研究委嘱は30万円だけど、発表は4校がやると、そういう意味合いですか、これは。

○教育部長

これ、1年だけではないと思います。

○委員長

なるほど。もちろん2年間のものだものね。

○教育部長

委嘱をして、研究して、最後の年度に成果発表っていうんですかね、はい。こういうふうにダブリながら、順々に行くという。

○委員長

なるほど。平成28年度の下の方のところ、小3、中1に研究委嘱したそれが次の年度に発表すると。

○教育部長

そうです。

○委員長

それで、その平成29年度は、小2、中1に委嘱するから翌年に小2、中1で発表すると。そういうことなんだね。

○教育部長

そうです。

○教育長

これ今、全部手挙げ方式でやっているんだよね、やりたいという学校に。ただ、そうすると手を挙げないところの学校はいつまでも挙げないという状況になるといけないということを感じるんだけど、まあ学校教育課としても全体のローテーションを見てやっているとは思いますが、挙げない限りは委嘱することがないので、そこら辺カバーできるような配慮というのが必要になってくると思うんですね。

○委員長

そうですね。

○教育長

多くの市町村では、もう手挙げ方式ではなくて、やれという形できちっとローテでやっているわけなんだけれども、新城はきちっとその研究の内容、こういう目的でこういう内容をやるということを言ってもらって、それで幾つか出てきたところの中から選考してじゃあ委嘱します、というスタンスでやっているんですよね。

○委員

これは、ローテーションというのはいくらもなくて、内容についても「体得知」という大きな柱立てで、何を中心に取り組んでもいいというスタンスですかね。

○教育部長

そうですね、はい。

○委員

それで、手を挙げたところだけ委嘱するということで。

○教育長

だから、毎年選考はしていますね。

○委員

大体、その応募する学校は指定する校数よりも多くなるということですか。

○教育長

もちろんそうです。

○委員

わかりました。

○委員長

それでうまく行っておれば、とりあえずはそれでいいかなと思います。

○委員

そうですね。教育委員会から、やれというのはどうかなと思うんですけどね。手を挙げてもらう方式はいいと思いますので。

○委員長

じゃあ、学校教育課までずっと見てきましたが、これはどうなんだというところがあったら、もう一回見直していただいて。

○委員

遊びのすすめが一番いいですね。最初に来ているから。このあたりが小学校入ってくる前のこととの絡みもこの辺で具体的にするというか。

○教育長

それからね、遊具には目を向けてないんだけど、遊具等においても、こども園と小学校との関連性、そういったものをやっていくと身体的発達にとっても寄与するよね。うんてい1つ、上り棒1つとっても、どんなものをこども園でやって、それがあある小学校へ行くとどういいうものになるのか。

○委員長

そういうのは、特別に研究してもらったらどうですか、遊びの研究というよな。

○教育長

1校、去年やったんだけど。あんまり。

○委員長

効果がなかった。

○教育長

でも、やりたいところですね。今子供たちにとって、外遊びを課題にせざるを得ない状況になっているものですからね。

○委員

そうすると、このあたりのこども園の集中しているところ、分散させないと。集中しているところは多分もう手が回らないんですよ、状況でいくと。

○教育長

遊具なんかで遊ぶ機会もないわね。

○委員

そうなんですよ。

○委員長

あと、これ学校教育なのかどうかよくわからないんだけど、要するに登下校の交通機関を利用したところが、結構たくさんありますよね、新城の場合は。そういうようなことの検討だとか、そういうようなのは、学校教育課になりますか、それとも別のところになりますか。

○教育部長

教育総務課です。

○委員長

教育総務課ね。

○教育部長

はい。

○委員長

そうですか。後で、出てくるのかな、それじゃ。

○教育長

それから、もう1つ気になるのね、放課後子ども対策、放課後子ども教室。これ、今生涯学習なんだけれども、教育内容というところに視点を置くとやっぱり学校教育に置くべき内容かなと、ソフトの部分はね。

○教育部長

放課後子ども教室を今、生涯学習課で担当しているんですけども、なぜ生涯学習課かという、文科省の生涯学習局というんですか、そこが放課後子ども対策をやってるものですから、そのまま通してきてるだけの話なんですね。

○教育長

だけど、スポーツだとか勉強をやるということになると、学校教育が管轄にならないと意図的計画的に具体的な中身の指導ができないね。

○教育部長

そうですね。恐らく、それを国は担う側に視点を置いてしまっているのかな。学校の先生が担うことはできない、放課後なものですから。そうすると、誰が担うかというこの地域、近場の大人の方ということで生涯学習の一環なんだよと。

ところが、逆の視点もあるわけですね、ターゲットは小学生ですので。小学生を教えるということですので、そうすると学校教育という視点は絶対外せないですね。

○委員長

児童クラブは、こども未来課ですよ。

○教育部長

あれは、大もとが児童福祉法になっているものですからね。

○委員

今言った放課後児童クラブのところは、どう考えても、中身というのは我々教育委員会が考えないといけないわけですね。

○委員長

そうですね。

○委員

でも、法的に管轄が違っているから、向こうのせいだとかこっちのせいだとかってそんな話になってしまうので、そこはやっぱり最後はのり入れをしないとまずいわけですね。こども園は特にそうですね。

○委員

そういうことって可能なんですか。

○教育部長

新城の場合は、こども園制度ができて、こども園の構想をいろいろ議論検討していったときに、要は小1プロブレム、就学前と就学期とをいかに上手につなげていくのかっていうのが大きなテーマだったんですね。それをいろいろ議論はされたんですけども、明確にもうこれは絶対だということろまでは行きつかなかったですね。それで、走り出した。走りながらいろいろ考えていきましょうと。そのときに、こども園と小学校というものがもう一つこうかみ合わないのかな。もっと言うと、教育委員会がこども園のところにかめないのかなという議論があって、これは必要なことだよということろまでは行くんですが、そこから一步、まだ踏み出し得ていない。そのところに、やっぱり組織の壁というんですかね、そういうものもありますし、それよりももっと大きいなと思うのは、制度の壁ですね。いわゆる福祉なのか、教育なのかっていうこの制度の壁ってものすごく大きいですね。

○教育長

愛知県下でも、自治体によっては完全に教育委員会といったところもあります。

どこに重きを置いて、制度をつくるかということで、自治体サイドで随分やっています。だから、教育委員会としてどうなんだという考えを持って、市長がどうなんだという考えで、そこで一致点が見い出せれば、その方向でできるのではないのかなということです。

○委員

例えば、今度の総合教育会議でそのこと話題にするのはどうでしょう。児童クラブと放課後子ども教室、それを「共育」という大きなくくりにして、新城は共育広場だとか、共育教室だとかいろいろ名称は何でもいいんですが、児童クラブと放課後子ども教室はを一本化してしまっ、それも学校にできるだけ併設するような方向で進めていくというような方向でやっていけないものか。それで、教育委員会で全て担当する、こども未来課についている予算は、教育委員会のほうへ譲ってもらって、管轄は全て教育委員会というふうにできればすっきりいくんじゃないかなと思いますが。

○教育長

市の方針としてそういうふうになればできるわけですね。実際、県下でもこども未来課は教育委員会の中に入っているところもあるわけなので。

○教育部長

それって、今度鳳来寺小学校と作手小学校、それぞれ放課後子ども教室というのを立ち上げようとして今動いておりまして、モデルにしていきたいと思ってぜひ成功させたい。それで、片や児童クラブというものがほかのところにはあるわけですよ。ですので、2つの制度が並行して走るような形になります。それを、どちらかへ一本化するっていうのは、教育委員会とすると、放課後子ども教室という形に全市がなってくれば、非常にいいなと思います。

それで、一番大きく違うところが、児童クラブというのは行政が完全に受け手になっているんです。ところが、放課後子ども教室というのは、行政が完全に受け手になっていないんです。支援はしっかりしていきますけれども、実際に子供に相對して指導していただくのは、その学区の方々、地域がついていう形で、行政と地域が一緒になって運営していきましようっていう形を、それまさに「共育」の形なんですね。

それで、ほかのところではそれができるかどうかっていうのが最大のポイントになってきますので、

児童クラブはそういった考え方は一切持っていませんので。指導員は全て市で雇い上げてやるというような形ですので、そこが一番違うところなんですね。理想形としては、私は「共育」のほうが理想だと思いますね。すばらしいものになると思いますけど。

○委員

学校が関わり過ぎることによって、何かかたくなるというんですか、子供たちにとっては学校近くに場所があって、やることがまた学校と似たようなことってというのは、「あー、学校終わった」「リラックスできる」っていう場ではなくなるような気がするんですよね。ですから、子供たちには学校はもうしっかりやる。だけど、家に帰るまでの間のものは、やっぱり自分の気持ちをリラックスできる場所でもあってほしいって思うんですね。

だから、学校だけの考えだけではなくて、やっぱり非効率があるかもしれないけれども、それでもいいと思うんですね。やっぱり子供が「ただいま」って言って、放課後子ども教室に帰れるような、温かい雰囲気のある場所であってほしいと私は思います。効率ばかり考えて、これをやらせる、これをやらせるというのでは何か子供がかわいそうだなって感じが、私はしております。

○教育部長

今、鳳来寺小で考えているのは、決して授業の延長のようなことは全く考えてはおりません。中には、宿題が出ますね、宿題をこの指導の方に教えてもらいながらやるっていう子もいいでしょうし、遊んでいる子もいるでしょうし。

ただ、てんでバラバラではまた困りますので、ある程度時間割りというんですか、いろんなことをやっていきましょうということで、これを地域の方々がいろいろ考えながら、今メニューづくりをやっておるといような感じですね。

○委員

やりやすいのは、児童クラブをそのまま「共育」の場のような形にして、そのままの方が監督しておってもらって、そこに新たに地域の人や指導的な内容を加えられる人が加わっていく。その場は指導ということになると思うので、それで放課後子ども教室の意味も加味していくようにすればよいのではないのでしょうか。予算は今のこども未来課の予算をそのままつけておいてもらって、そこに指導的なものをだんだん加えていく。作手小や鳳来寺小学校の実践をモデルケースとして取り入れられるところはだんだん取り入れてもらおうと、というようにすれば、「共育」ともつながるし、生涯学習ともつながって、どちらも生かせるようになるのではないかと、そんなことを思うんですけどね。

○委員

何かやわらかいものでやってほしいなって思うんですね。これをするから、絶対覚えてほしいとか、これやるから、これ絶対やってねとか、そういう形ではなくて、何か子供がちょっとリラックスしながら取り組めるような形で、例えば遊びなんていうのは、非効率ですよ、非効率のものだと思うんですけど、その非効率をすることが子供にとっては遊びとしておもしろいという形もあると思うものだと思います。ぜひこれをついていう形ではなく、何か子供が取り組めるものがあるってほしいなということをお願いします。

○委員長

このことは結構まだ検討の余地があるものだと思います。

○教育長

少なくとも、鳳来寺小学校と作手小学校の放課後子ども教室方式で、さまざまなパターンがあるんだけど、モデル的に実践する中で考えていくということになると思うし、それから例えば、千郷小学校等を考えても、やろうと思ってもできない状況でもあるわけなんですよね、施設的に。新城小学校でも似たような状況ですけど、東郷西小にしても。だから、そういった環境整備と並行しながら、暫時検討していくという状況じゃないんですかね。

○委員

こども園もそうなんですけど、運営と法的なところはまだまだ。厚生省じゃなく、労働省じゃなく、そこは合体しているところがあるので、例えば実務的なことってというのは、どうしても教育委員会ではなかなか面倒見切れないところがあるので、なるべく傘をかけるっていう言い方はおかしいんですけど、学習にしても遊びにしても、こういうプログラムをその両方にかけられるような形に左右乗り入れができると一番いいことなんですよね。いきなり全部一括ってなかなか多分厳しいので、全体を統括することになっても、セクションとしては分かれてしまうかもしれませんが、全体を統括するようなプログラムをこども園と放課後子ども教室に投げかけられるという教育委員会のスタイルにはしたいなというふうに思います。

○教育部長

こども園にしても、今の児童クラブにしても、今の状態をもう一步よくしていくというんですか、よくしていくのは教育委員会が動かないと、恐らく先へ進まないような気がいたします。向こうは向こうで福祉の視点でずっとやっていきますよね、それはそれでやっていいんですが、そのところに教育の視点をかぶせていくというのは教育委員会が動かないと。これは向こうに動けというのは無理な話ですので。またこういった教育委員会会議で議論をしていただくテーマの1つには十分なり得るものですね。

○委員長

まだ、いろいろあると思いますが、教育総務課のほうへ入っていいですかね。

じゃあ、部長、13ページからお願いします。

○教育部長

13ページ、お願いいたします。教育総務課です。

(1) 教育総務の基本方針ということで、学校における安心安全な教育環境の確保は、大変重要な要素であります。教育憲章にある、「叡智を磨き心身を鍛え」るため、最適な学習環境を保つことが求められています。このため、学校の施設や子供たちの就学環境の充実を図っていくよう努めます。

①学校施設。全ての学校の校舎・屋内運動場の耐震化工事は、平成24年度で完了しました。これにより、学校施設の構造体については、地震に対する安全対策が図られましたが、より安心して学校生活をおくることができる環境とするため、校舎・屋内運動場・プールなどの改修・改築等が必要です。小中学校の校舎は昭和30年代から50年代にかけて整備された建物が多く、経年劣化が進んでいる状況です。そのため、支障をきたす箇所の補修を行いつつ適切な時期に改修を行っていくことが望ましいと考えます。現状では、すべての施設を短時間で更新していくことは財政上非常に難しい状況ですが、公共施設白書や公共施設等総合管理計画などを踏まえ、計画的な修繕・改修を行い長寿命化を図ることで、長期にわたる費用総額を低減することが可能と考えられます。

また、多くの学校の給食室も校舎同様に老朽化が進み、衛生管理や調理員の労務管理上問題となる

箇所もみられます、これら給食室の建て替えについて、市全域での給食方式の検討を進め、時代のニーズに合ったものとするよう計画、改築を実施していく予定です。

また、同時に検討していくものとして、非構造部材の耐震化に着手していくことを検討していきます。

②就学環境整備。本市は広範な市域を有することや、学校の統廃合の進行などもあり、遠距離通学をする子供たちが多くいます。こうした児童生徒の通学の利便確保は大変重要であります。このため、スクールバスの運行や、通学のためのバス、電車の定期代補助などを実施します。しかしながら、こうした通学方法により体力低下をきたさないよう「体・徳・知」のうちの体力向上のためにも学校における遊具や運動器具の管理・充実を図っていきます。

また、要保護、準要保護世帯への就学費用の援助を実施するとともに、児童生徒が使用する多くの備品類の適正な整備・管理の実施など、子供たちの生命を保護し、学校教育の円滑な実施を確保していきます。

○委員長

ありがとうございました。まず気がついたところは、教育総務の基本方針という項目がありますよね。これが学校教育課のほうはそれがなくて、次の生涯学習課はどうなっているのかということ、これは基本方針がある。文化課の文化振興の基本方針、スポーツ課もスポーツ課の基本方針というのがある。基本方針というのは全部入れたほうがいいかな。

○教育長

一応、統一して書いたと思います。

○委員長

そうですね。

○教育部長

これは入れたほうがわかりやすいですね。

○委員長

それか、①の学校施設の下から2行目の非構造部材の耐震化って、これどういう意味ですか、非構造部材って。

○教育部長

そのままストレートに読んでいただければいいんですけども、構造材ではないということです。ということは、例えば壁だとか、柱というものは構造体なんですね。それはもうしっかり補強を済ましております。それで、そうではない非構造部材ですね。例えば天井だとか、こういった照明器具だとかというようなものが、グラグラって揺れたときに落ちてくる可能性があります。死んでしまうところまでのリスクはそんなにはないんですけども、何らかの怪我をするということが十分ありますのでそういった箇所。それから、もう1つ大きなのはガラスの窓、ガラスですね。割れて飛び散りますね。そういったガラスの飛散防止をすればともこの中に入れていきます。

○委員長

なるほど、天井が落ちることがあるのでね。

○教育部長

ええ。現に、東北の震災のときでも、東京のどこかのホールの天井が落ちて亡くなられたんですね。

あれもいわゆるつり天井が落ちたんです。ですので、つり天井がちょっと大がかりな工事になりますので、それは今年度、もう市内の学校施設は済ませておりますけども。

あと、大きくかかるのはやっぱりガラスです。

○委員長

ガラスはね。

○教育部長

これは、フィルムを張るんですけども、学校ってガラス張りで非常に大きいですので、ものすごくかかります。

○委員

例えば、細かいことですが、テレビが各教室に1台あってそれが飛ぶことの防止とか。

○教育部長

もう既に、防災のほうで我々の一般の事務室もそうですけども、棚が倒れて下敷きになってしまうとか、そういったものは対応されています。

○教育長

先ほどのプロットの順序なんだけれども、①②③④⑤は、これでいいと思いますが、⑥に⑨番の学校情報システム管理事業、それから⑥から⑦⑧⑨としていっていただいて。

○教育部長

⑤まではそのまま、⑥を⑦、教科書等購入事業が⑦番、それから次の小中学校非構造部材耐震診断事業、これが⑧番、それから木の香る学校づくり推進事業が⑨番、最後⑨番の学校情報システム管理事業が⑥番という。

○教育長

それでね、⑥のところにタブレットの導入した学校、それをやっぱり記入して行ってほしい。

○委員

教科書のところですか。

○教育長

22ページ、学校情報システム管理事業。

○教育部長

それは、今後の展開というところ。

○教育長

具体的事業の中に入れておけばいいんじゃないの。

○教育部長

具体的事業。

○教育長

はい。どこの学校が入ったと。もうかなり入っているわけですから。

○教育部長

そうすると、これ4番の今後の展開は来年度以降なんですけども。

○教育長

既に入っているところも、やっぱり入れておきたい。

○教育部長

はい。どこどこについてはもう導入済みということですね。

○教育長

そうそう。タブレットとWi-Fiについて。

○教育部長

そうですね。タブレットを導入して、Wi-Fiがなければ使えませんよね。

○委員長

13ページのことで、どうぞ。

○委員

バスではなくて自転車で通学している子供さんが中学生になると多くいると思うんですが、そのときに思ったのは、歩道なんか草が伸び放題でね、それから車道もそうですけど。そうすると、子供はこうやって迂回して行かなければならないってことで、通学の安全性というんですか、そういうことについてはどこかでうたっておられるんでしょうか。

○教育部長

通学路については、各学校で指定をするわけでありまして、あくまでも通学路って通学専用の道路ではなくて、一般道路が通学路となっているものですから、その管理ということになりますといわゆる道路管理者、市道ならば土木課、県道ならば県の建設事務所というような形になるものですから、その草を刈るだとか、歩道が傷んでおるから直そうとかっていうようなのは、教育委員会ではできないんですよ。

ですので、お願いはすることはできますけどね。交通安全上、危険が伴うから直してくださいというようお願いはできます。

○委員

私、夜歩いているんですけど、やっぱり草がこういうふうにして、御近所の方も絡まって危ないなって思いながらいつも通ってて。

○教育部長

そうですね。

○委員

はい。子供たちも、自転車を大きく迂回させておるものですから、歩いている人も危ないし、車も危ないってということですね。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

あと②の項目の立て方だけど、就学環境整備って書いてありますよね。言葉はこれでいいですか、就学環境で。

○教育長

学習環境整備だね。

○教育部長

そうですね。そうすると、一番冒頭の3行目にも就学環境の充実がありますから、これも同じで「学習環境」ですか。

○教育長

「学習環境」のほうが合うね。

○委員長

ちょっとそこは検討していただいて。

じゃあ、14、15ページのほうお願いします。

ここの4番、今後の展開。事業に必要な予算がずーっと書いてあって、平成29年度以降は、財源状況により予算計上予定、こういう書き方でいいのかな。

○教育長

これは、巨額な費用を要するので。

○委員長

書けないんだよね。

○教育部長

これは、やっぱり事業そのものが大きな事業になりますので、相当な財源が要る。そうすると、教育委員会だけの問題ではなく、市全体がどうだっていう検討をしないとなかなか決定ができないというのがありますね。

○委員長

そういうことですよ。

○教育部長

はい。

○委員

学校給食の事業ですが、検討・作成でとどまっているんですけど、いずれか決めないといけないというときになりますよね、これでね。

○教育部長

今年度、3回、この検討の場を持ちました。1回は給食センターの見学に行ったりして。今の自校調理方式なんですけども、それをどうするのか。そのまま行くのか、センター方式にするのか。センター方式でも全く全部を絡めてしまうのか、部分的に親子方式みたいな形をとるのかというところで、今検討を進めておって、できれば今年度中には粗々の結論を出していきたいとは思っております。学校の先生、栄養士、実際に調理場で働いてる調理員、それからPTAの代表の方お二人に参加していただいて、学校現場の、それから保護者の視点というんですか、というものも踏まえて今検討中ですので、ただちょっと現段階ではまだ結論が見えてない状況なものですから、非常にこれ書きづらいなというのはあるんです。

○委員

これ、もしセンターにするとすると、決めてからまた建築しなきゃならないわけですよ。

○教育部長

すぐには建ちません。

○委員

そうですね。そうすると、多分決まってから5、6年とか経ってしまうかもしれないんですよね。

○教育長

これは校舎以上のお金かかるものね。

○委員

そうですね。

○教育部長

しかも、センターが今は無いものですから、全く新しくつくるとなると、用地の選定そういったところからスタートしないといけないものですから、ちょっとこのところありまして。

○委員

それと、センターじゃなくてもいいけど、給食をつくるいわゆる調理するところの環境って、今我々が関わっているような食品業界からすると、非常にリスクなところが多いので、センターをやめて学校内にしますなんていったときに、これもすごくお金かかるんですよね。

○教育部長

例えば、自校調理方式、今の方式をそのまま貫きますよっていったときに、20校近くあるわけですね。次に、やるときにはドライ方式ですね。

そうすると、一辺にはとてもできませんので、まあよくやっても1年に1校か2校が精いっぱいのところですよ。そうすると、10年ぐらいかかってしまうという話にはなってしまうんですね。それで、総額の事業費、ほんとにつかみですが概算でやっても、それが一番たくさんかかる、けれども放っておけないってところがあるんですね。悩ましいですね。

○委員

悩ましいですね。

○委員長

作手の場合は、作手小学校で中学校分もつくることが、提供が決まってものですからそれはいいとして、後のとこですよ、問題は。

○教育部長

そうです。例えば、新城小学校、新城中学校がありますが、新城中学校の給食調理場が一番古いんです。それで、見た目には新城小学校がものすごくぼろぼろなんです。やらなくてはいけない。あそこも近くなものですから、新城小学校にはちょっとスペースがなかなかとれないんです。ですので、例えば新城中学校に新城小学校も兼ねて給食センターをつくろうと目論んでおったんですが、ところがこれ、用途規制の関係でできないって言われて。

○委員長

何の規制。

○教育部長

用途規制、土地の用途規制がありましてね。あそこの、新城中学校のところは第一種の住居専用地域なんです。

○委員

第一種なんですか。

○教育部長

そうです。そうすると、自分のところの調理場をつくるのは全然問題ないんですけども、よその学校の調理場をつくるとなると、それは工場なので、第一種住居専用には工場が建たないんですよ。だめですっていうのが都市計画なんです。

○委員長

新城小学校のほうの給食調理室を、少し広げるという形ではできないんですか。

○教育部長

あれは、今建っているところにはスペースがとれないです。大体今度ドライ方式にすると、1.5倍ぐらいの面積が要るんです。そうしますと、仮にどこかに建てるとしたら、今楼門がありますよね、それで西のほうの校舎から廊下がずっとありますね。あの廊下をとっばらって、あそこのところに建てるしかないです。それか、こっちの今駐車場にしたところを潰すぐらいしかないんです。なかなかやりにくい。それから、もっといいますと舟着小学校をどうするんだって。建てる場所がないと。というような部分的な問題もいろいろありまして、なかなか難しいんですね。

○委員

これはどっちに転んでも、ものすごい時間がかかるんですよ。

○教育部長

時間はかかります。

○委員

はい、決定したとしてもね、どっちにしても。

○委員長

難しい問題だね、これは。

○委員

決定しないと、結局そこはそのままなので。食事の事情ってどんどん悪くなっていってしまいますね。

○委員

給食室を建てるときに、防災っていうんですが、地震があったときにガスがぱっと止まるとか、あるいは水道管が破裂しないようにするっていうことはもちろん前提としてお建てになるんですよ。

○教育部長

それは、建築基準で地震対策といったものがしっかり見られておりますので、それをクリアしないと多分建築確認がおりない。

○委員

ということは、地震があってもその調理室は大丈夫だってことですよね。

○教育部長

今から建てるものはまず大丈夫ですね。

○委員

そうですね。ということは、災害時のときに炊き出しにも使えるっていうこと。

○教育部長

使えますね。

○委員

ということは、使ってオーケーということなんですよ。

○教育部長

そうなると思います。

○委員

はい、わかりました。

○教育部長

それで、学校というのは避難所になっておりますので、当然炊き出しも必要、そのために調理室だとか、家庭科室ってありますよね。あれなんかも避難所を開設したときの炊き出しには使える可能性はあると思います。

○委員

なるほど。

○教育部長

センター方式にすると、そういうのがなくなるんですけどね。

○委員

そうですね。

○教育部長

何とか使えるか難しいですね。

○委員長

もう一遍確認ですけど、4番の今後の展開の具体的事業の中で、「新城市学校給食方式検討会議」での意見等を参考とした方針が決められた後、学校給食施設整備の具体的検討を進めると、これはわかっているんですけど、これがいつまとまるんですか。

○教育部長

この前段の検討会議での意見等を参考としたというところ、参考とするまでの意見交換を今やっている最中なんです。

○委員長

やっている最中ね。それが今やっているやつね。

○教育部長

それで、出てきた意見をまとめまして、関係者の声を聞いたということになりますので、それで新城市としてどうだという、今度は教育委員会として方針決定をしていかなければいけないという次のステップに入っていくんですが、それは恐らく聞いた意見をまとめるのが年度内にできればぐらいなんです。

○委員長

そうすると、平成28年度からそういうような具体的検討を進めると、そういうことですね。

○教育部長

そういうことになります。

○委員長

けれども、いつになるかわからないと、そういうことだね、答え方は。

○教育部長

委員が言われますように、そんなに悠長なことも言ってもらえない状況にあることは確かなんです。

○委員長

わかりました。じゃあ次へ。

○教育部長

この件については、また教育委員会会議でもちょっともんでいただかないといけません、要はそのような施設整備というんですか、お金の問題も含めて、そういった物理的な問題もあるんですが、それとは別に全く違う次元で食育といった部分でどうだという検討もやっていかないといけないものだから、それで恐らくバッティングすると思うんです。そのときに、どこへ落としどころを求めるところかというところになりますので、その辺の議論をまた委員さん方をお願いをするようになると思います。

○委員長

時間のほうも、あとわずかですので、もう1カ所ぐらいやって一旦休憩をして、教育長室のほうへ移動したいと思います。

16、17ページ、スクールバス等運営事業と小学校再配置の推進事業についてどうでしょう。

○教育長

この平成30年度から平成31年度というのは減額されているけど、どういうところが減額されているのかな。

○委員

作手中学校バス更新ですか。

○教育部長

バスを購入する年としない年で、それと通常の経常的な運行経費というものを合算しておりますので、年度によってでこぼこが発生します。

○教育長

バス更新の問題ね。

○教育部長

例えば、平成29年度、平成30年度は平成29年度に作手中学校のバスの更新、それから平成30年度に作手小学校のバスの更新というのがありますので、これが上のせになっています。

○教育長

何年ぐらいになるわけですか、作手小。

○事務局

作手中は平成16年度に購入をしています。

○教育長

10年たつと、更新しないといけない勘定ですか。

○事務局

そうですね、13年ぐらいになるものですから。現状は、まだ十分動いています。

○教育長

とりあえずのせておくという。

○事務局

できるだけ順番に更新をしていかないと、お金がかかるので。一辺に重なるとなかなか更新しづら
いだろうということで計画的に更新をしていきたいということでのせてあります。

○委員長

1台700万円ということだね、これ見ると。

○事務局

そうです。

○教育部長

そのくらいかかります。

○教育長

こういうのは、市へ払い下げて市のバスとしてまた使っていくとか、そういうことはできるの。

○教育部長

今は、通常車を買替えるときに、今の車を下取りに出しますよね。その分安くなるはずなんです
が。今はこういったバスみたいなものは、ネットオークションにかけます。それで、以前すごい
が出て、旧協和小学校のバスだったと思いますが、スクールバスを出してネットオークションにかけ
たら、100万円の値がついたという。それで、どこが落としたかという自動車学校。恐らく送迎
用に使うのか、実際に学校で使うのかよくわかりませんが。

○教育長

現実、新城市のバスといっても足りないし、古くなっているという状況があると。まだこっちのほ
うが物がいいぞって状況になるわけでしょ。

○教育部長

教育長が言われるのも、十分考えられると思いますね。まだ乗ることができて、市のバスが足りな
いというのであればこれどうなのっていうような話がありますね。

○教育長

現実的に必要なことって多々あるんだけど、そういったときに民間を使うよりも、市のバスが
あれば格安でできるという状況もあるもんね。

○委員

バスを買うときの補助っていうのはあるんですか、国とか県とか。

○教育部長

へき地の学校のバスは補助制度があります。ですので、作手はあります。

○委員

これ、わかりづらいところがあります。鳳来中学校冬季及び東陽小学校JR代替運行委託となっ
ているのは、これは飯田線が不通になった場合ですか。

○教育部長

これは不通ではなくて、ちょうど今時分から日が短くなって、子供たちの帰り時間にはもう暗くな
ってしまうんですが、その前にJRのダイヤがない。

○委員

JRがないの。

○教育部長

J Rがあればいいんですが。

○委員

ないんですね。

○教育部長

ええ。昔はちょうどいいのがあったんです。ダイヤ改正されてなくなってしまったんです。

○委員

そうですか。

○教育部長

そうすると、部活をものすごく早く切り上げて帰るか、そうでなければもう真っ暗くなってから子供たちが学校から帰るといような状況になってしまって、これではまずいということで、臨時に冬季だけバスを走らせるようにしたんです。

それから、東陽小学校もやっぱり、あそこはもっと複雑なんですけども、なかなかJ Rのダイヤと合わないんです。

○委員

そういうことですか、わかりました。

それと、八名小関係で、八名地区のバスの増便をする要望が出ておったんですが、あれは補正で対応するのですか。

○教育部長

ええ、補正でつきますので、ちょっと確認します。ひょっとしたら、それは最近の話ですので、この中に足し込んでないかもしれませんので。

○委員

そうですか。

○教育部長

これは、一边走らせればずっと走らせますので。

○委員

それならいいんですけどね。1年で終わりになってしまったら大変ですので。

○教育長

スクールバスの購入という形で、確かやったんだよね。

○委員長

それではまだお話があるかと思いますが、ほかの方が使われるということですので一旦ここで打ち切って、移動していただいてまた4時から、教育長室で再開とさせていただきます。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

○委員長

まだ教育総務課の途中で、あと生涯学習課と文化課とスポーツ課があるものですから、それ5分ずつでやったって15分かかるので、さっき教育長が言われたようにトップページだけ、確認して、後の内容については。

○教育長

事務局、お任せという形に。

○委員長

そういう形をとるしかない。

○教育長

中身は変わりませんので。

○委員長

はい。じゃあ、教育総務課、やっぱりここも大事かなと思うので確認していきますが、さっきのスクールバス等運営事業と小学校再配置の推進事業のところで何か御意見ありますか。

では、18、19ページ、就学援助等事業と教科書等購入事業。

○教育長

必要な予算の変化は当該児童生徒数の変化によるものだね。

○教育部長

そうです。

○委員長

それから、19ページの平成30年度に一挙にふえるのは。

○教育部長

これは改訂です。

○委員長

そういうことですね。

○教育部長

はい。

○委員長

じゃあ、20、21ページ、これはさっき言った非構造部材のあれですね。

○教育部長

これは、まず検査をしてみないと始まりませんので、その費用がのせてあるというので、その結果によってどれだけお金が要るのかというのが判明してきますので。まだ、そこまで行っておりません。

○委員長

じゃあ、木の香る学校づくり推進事業についてはこれでいいですかね。

○教育部長

これは、平成30年度で完了予定のものであります。

○委員長

はい。

それで、22ページ、さっきのタブレット、Wi-Fiの導入を記入していただくと。

○教育部長

はい。

○委員長

そういうことで、後はいいかな。

では、23ページ、生涯学習課について、お願いします。

○教育部長

生涯学習の基本方針。市民一人ひとりが“感動・創造・貢献の喜びを感じる”環境をつくるため、各世代ごとの生涯学習活動を推進します。また、世代を超えた生涯学習活動を推進し、次世代を担う若者や子供たちを市民がこぞって「共に過ごし、共に学び、共に育つ」共育により育て、ふるさと新城を愛し、新城に根ざした人材を育み、ひいては共育による地域の活性化を期待します。

①生涯学習への支援。新城市の公民館では、それぞれの地域に根付いた自然、人、歴史・文化の三寶を活かした特色ある地域活動や、継承するための世代を超えた交流が行われています。

これらの活動をとおして地域の連帯感を深めるとともに、各世代に応じた学びの場を提供する生涯学習活動を推進する人や、公民館活動に対して支援を行います。

②共育の推進。新城市の教育理念である「共育」について、広く市民への浸透が図られるよう啓発を継続し、地域、学校、子供が共に過ごし、共に学び、共に育つような地域教育などの共育活動を推奨します。また、次世代を担う子供たちに共育の理念を伝え、伝わる環境を構築します。

③共育活動の支援。社会教育指導員を配置し、親と子がともに学ぶふれあい教室や、親が学ぶ家庭教育学級、地域家庭教育講座の開催。また子どもには教室では学ぶことの出来ない体験をさせる講座の開催など、独自の共育活動を展開します。また、共育活動を実践する社会教育団体の育成・支援を行います。

④図書館（ふるさと情報館）の充実。図書館は、市民の資料や情報に対する要求が多様化している中で、市民の自主的な学習や地域の文化活動を支える“知と情報の拠点”として重要性が増しています。

そうした中、時代の変化に答える図書館サービスの充実を図ることが必要であり、乳幼児から高齢者まで、誰もが気軽に利用できる魅力ある図書館を目指します。

⑤社会教育施設の管理。生涯学習課が所管している西部公民館、青年の家、そして鳳来中央集会所、玖老勢コミュニティプラザ、海老構造改善センターにおいて、市民の教養を高め、文化の向上を図るため、また市民の社会参加や社会教育活動が活発に行われるよう利用の促進と施設の管理運営に努めていきます。

○委員長

ありがとうございます。じゃあ、今のところでお気づきの点があったらお願いします。

○教育長

教育総務課でも、「教育憲章にある何々」という形は全課で習うといいなと思います。例えばここで言うと、市民一人ひとりが教育憲章にある「感動・創造・貢献の喜びを感じる」と。他の課のところにも似たような表現があるけどきちっと引用してないので、他の課もこの冒頭のところで「教育憲章にあるこれこれ」をっていう形を全部入れるということで進めていただきたい。

○委員

最初の4行目のところ、共育のところ、「共に過ごし、共に学び、共に育つ」共育により育て、となっているけど、「共育により育て」というと、重複するような感じがします。「共育により」だけでいいのではないですか。

○委員長

「育て」をとって。

共育の育の中に、育てという意味が入っているのですね。

○委員

そうです。

○委員

3の社会教育団体の育成ってありますが、どういうものを目指しておられるのでしょうか。ちょっと具体的に想像がつかないんですけど。共育活動を実践する社会教育団体。

○委員長

部長のほうで何かありますか。

○教育部長

子ども会だとか、市PTA連絡協議会だとか、そういったところの団体ですね。

○委員長

いいですかね、じゃあ。では、時間の関係もあるものですから、33ページ、文化課のほうへ行きましょう。

○教育部長

では、33ページ、文化課お願いします。

基本方針です。新城には自然・人・歴史文化という故郷の誇りとなる「新城の三宝」があります。この「新城の三宝」である自然、歴史文化を活かした事業を展開し、文化事業を通じた共育活動を推進するとともに、ふるさと新城を全ての世代が誇らしく語れる機運を醸成します。

①ジオパーク構想。「東三河ジオパーク構想」は、平成27年度から東三河振興ビジョンのリーディングプロジェクトとなり、東三河全域の連携のもと3カ年をかけてとりまとめます。ジオツアー、ガイド養成、ジオサイト整備、普及活動など東三河の中でも自然遺産を数多く有する本市が率先して事業を進め、日本ジオパーク認定をめざします。

②山村交流施設。平成29年度に開校予定の作手小学校に隣接して、地域と学校が結びついた共育活動が行える地域活動や交流の拠点施設として整備します。

②文化事業。古くから引き継がれている「新城歌舞伎」や「新城薪能」などの伝統文化の保存・継承を図るとともに、多くの市民に本物の芸術・文化に触れていただく機会を創出するため、文化事業や文化講座を開催し、市民文化の醸成・意識の高揚を図ります。

③文化会館。文化活動の拠点である文化会館については、建設後30年近くが経過し、老朽化が進んでいるため、今後も計画的な改修を行っていきます。

また、引き続き管理・運営を民間業者へ指定管理方式により委託して、指定管理者との協力体制により、民間のノウハウを取り入れた自主事業などが活発に行われるよう施設の利用促進に努めていきます。

④文化財。「新城の三宝」である文化財の価値についても、所有者や地域、関係機関と連携協力して、発掘、保護、広報を進めます。

⑤長篠城址史跡保存館・設楽原歴史資料館。長篠・設楽原の戦いをテーマに、「長篠城の籠城戦」と「設楽原の決戦」を意識しながら、両館の連携の強化を図ります。

また、新東名高速道路の開通により、観光客の増加が見込まれるため、火縄銃を始めとした歴史資

料の活用や研究と、特別展、企画展等の開催により本市の歴史文化を発信し、観光部局とも連携し来館者の増加を目指します。

なお、長篠城址史跡保存館については、史跡保存整備を進めるにあたり、施設の老朽化に伴い、指定地外への移設が必要であるため、今後策定予定の鳳来総合支所周辺総合開発計画の中に取り込み、整備することを検討します。

⑥鳳来寺山自然科学博物館。自然豊かな新城市の地学、動植物などの足元の自然を学ぶ野外学習会や子ども向け講座、博物館ガイドツアー等の教育普及活動を行うとともに、市および周辺地域の自然に関する調査研究活動を実施します。また、調査研究をとおして得られた成果を展示や特別展、刊行物で市民にお知らせするとともに、資料の収集と保存を進めていきます。

⑦作手歴史民俗資料館。作手地区の地勢、地質、湿原、動植物などの自然物や歴史、生活用度品及び民俗芸能関係資料などを収蔵し、その収蔵品を活かして作手地区の特性を醸し出すような展示や体験講座を開催し、保護・伝承に努めていきます。

○委員長

ありがとうございました。何かお気づきの点があったら。

○教育長

2行目の「新城の三宝」の次の「である自然、歴史文化」、これはとっていいね、重複しているので。

○教育部長

三宝を活かした、ということですね。

○教育長

それで、教育憲章にある云々を1節目に入れるということですね。

○教育部長

はい。

○委員長

あと②が2つあるので、番号はちょっと直しておいてもらって。

○教育部長

はい、わかりました。

○委員長

山村交流施設は文化課が管轄するんですか。

○教育部長

拠点施設として整備します、で言い切っておるものですから。

○委員長

整備までだね。

○教育部長

つくり上げるまでは文化課で行います。それで、使い始めてからはむしろ純粋な教育施設というよりも、まちづくりとか作手地区の地域づくりの拠点施設というような位置づけを持たせて行いますので、まだ確実に決まったわけではないんですけども、作手の自治振興事務所が管轄をするというような方向で今とまりつつあります。

○委員長

はい。どうでしょう、今のところ。

○教育部長

教育長、これって2ページにわたっちゃいますけどもどうでしょう。

○教育長

もうちょっと短くできたらね。

○教育部長

やはり1ページに、1枚の中に納め切るような形に。

○教育長

そうだね。

○教育部長

はい。

○委員

桜淵公園について、一言も触れてないんですけど、近隣の住民としましてはやっぱりどこかで触れていただくと、名前だけでも。

○委員長

桜淵公園。

○委員

そうです。県立と言えば県立なんですけど。

○教育長

そうですね。

○教育部長

あれは、公園としては教育委員会は所管してないですね。観光課です。

自然公園ですので。スポーツ課では出てくるかな。

○委員

例えば、桜淵の蜂の巣岩のようなところはジオパークの何かにならないですかね。

○教育部長

それを言いますと、ほかのものも全部入ってきてしまいますのでね。

○委員長

たくさん内容があるものですから、なかなか難しいかもしれないけども。

○委員

33ページ、「なお」からのところでちょっとわかりづらいのがあると思うので。施設の老朽化に伴い、指定地外への移設が必要であるため、云々と書いてあって、開発計画の中に取り込み等々書いてあってよくわからない。指定地外って何でしょう。

○教育部長

これは、文化財の指定がしてあるところの上に、今保存館が建っているんです。例えばもう老朽化して建て替えるっていったときに、今のところでは建て替えができないんです。国がだめと言うんです。ですので、建て替えるときには、指定区域外のところに建てるしかないということです。

○委員

という、どこら辺に。

○教育部長

これは旧鳳来町であそこの整備計画というのがあったんですが、今はストップさせてしまっています。億のお金がかかるものですから。それで、この次の34ページの冒頭にある、鳳来総合支所周辺総合開発計画っていうのは、これはまだ全然こんな計画あるわけでも何でもないんですけども、実は今の市長の3期目のマニフェストの中に、この長篠地区の再整備計画をつくっていくというのが1つ盛り込まれております。旧新城市は庁舎の建設であります。いわゆる旧新城は整備されています。それから、作手地区は今やっておる小学校、山村交流施設、それから総合支所を建てました。あそこで整備がされました。それで、次はここだというところで、この開発センターが耐震の問題があるものですから、これも含めて考え直さないといけないのではないかとというのがあって、そのときにちょっと遠いんですけど、あそこのところも同じ長篠地区ですので、その中に含めて見直しができないかということをごここで思い描いているんですが、これちょっと市長から何かコメントがあるかもしれません。

○委員長

じゃあ、まだあるかもしれないんですけど、どうですか。

○委員

誤字が1ヶ所あります。⑦の民俗資料館のところの下の2行目の民俗資料館の俗が家族の族になっている。

○教育部長

違いますね、はい。

○委員長

じゃあ、あとまた気がついたところがあったら言っていただくということで。

次、54ページですね。

○教育部長

54ページ、スポーツ課お願いします。

基本方針です。スポーツは、夢や感動そして生きがいを多くの人に与え、また健康の保持増進に役立つとともに共感や連帯感を生み出し、活力ある豊かな生活をおくるために大変重要なものであります。

少子高齢化の進む本市にとって、市民が身近な場所で、気軽にスポーツに楽しみ、健康作りや地域での交流が図られるようなスポーツ関係団体や市民ボランティアなど地域の人材を活かした「共育」を柱としたスポーツ振興を実施していきます。

昨年、本市のスポーツ振興の指針となる「新城市スポーツ振興計画」～人の輪を広げ健やかな心と体を育むまち～を策定しました。

この振興計画には、本市が抱えるスポーツ行政の課題を基本目標として、4項目の基本目標「スポーツ機会の充実」「指導者の確保と育成」「スポーツ施設の整備」「情報システムの充実」を掲げています。とりわけ幼児期からの運動習慣の定着及び学校部活動の再構築は、本市の将来を担う人材育成であるため特に力を入れた事業の推進が必要であり、多くの関係団体や地域を取り込んだ連携が重要となります。

また、本市には老朽化により使われなくなったスポーツ施設や改修を早急に実施しなければならな

い多くの施設があり、中長期的な改修計画を作成し施設の適正管理に努めます。

スポーツ機会の充実。現在実施しているスポーツ教室や大会の他、幼児期からの運動習慣の定着及び若者のスポーツ離れ解消のため市民福祉部や健康医療部と連携した教室等の開催に向けた取り組み。

指導者の確保と育成。旧新城市で実施されていた「スポーツ指導者登録制度」の見直しと「学校部活動の指導」を視野に入れ、「各種大会や教室・イベントに対するボランティア」を含めた登録制度の確立に向けた取り組み。

B & G財団の施設管理のため必要な資格保持者を、計画的に育成し海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動を通じて、次世代を担う青少年の「心と体の健康づくり」に向けた取り組み。

スポーツ施設の整備。現存するスポーツ施設の中長期的な改修計画により施設の長寿命化を図る取り組みと、本市の市民スポーツ振興の核となる市民体育館の建設に対する基本方針の決定に向けた取り組み。

情報システムの充実。施設の利用状況やスポーツイベントなどの各種情報について、市民サービスという観点から情報の提供、施設利用予約システムの早期実現に向け情報システム課との連携に向けた取り組み。

以上です。

○委員長

ちょっと違うページになるんだけど、予算の書き方が、このスポーツ課だけ単位が全部違っている。

○教育部長

円単位になっている。予算は千円単位です。

○委員長

統一してもらって。

○教育部長

はい。

○委員長

それから、(1)のスポーツ振興の基本方針はいいですよ。その後、①②③というようになっていると思うんだけど、それがないということと、(2)がないのでそこら辺統一してもらって。

○教育部長

わかりました。

○委員長

では、皆さん、何かお気づきの点があったらお願いします。

1個、私気がついたことで、スポーツ施設の整備のところ、長寿命化があったり、市民体育館の建設のことがあるんだけど、もう1つ中身を見ると撤去事業に結構予算をかけているんですよ。例えば、60ページのところを見ていただくとわかるんだけど、市民プールの解体、レストハウスの解体、ブッポウウォールの解体、相当な金額をかけますよね。

○教育部長

そうですね。

○委員長

だから、そういうふうなことも一言ぐらい入れておいてもいいのではないのかなと思うんだけど、

ここに。整備の一環だとは思うんだけど。

○教育部長

実は、ここにはちょっと具体のものとしては、今の段階では非常に書きづらい状況があるんですが、スポーツ施設の整備のところ、市民体育館の建設がうたってあります。これ、今1つの案として考えておるのが、桜淵公園の再整備計画というのを観光課が中心になってやっております。市民プール、今休止の状態になっていますが、あそこをいつまでも放っておくわけにはいかないということで、今度あそこを解体撤去してしまって、もっと小さなお子さん連れが遊べるような芝生と親水的な施設をちょっとつくってというふうに模様替えをしようというようなプランを持っております。

片や青年の家が非常に老朽化してきておるものですから、あそこを何とかしないといけないですが、あそこに体育館がありますので、あそこを市民体育館ができないかという、構想をちょっと持ち始めておるんです。これは、まだ事務方だけのプランなものですから、また教育委員会会議にもお諮りをしたりして議論していただくということもありますし、当然議会でもいろいろ議論になっておるものですから、市民体育館はどうするんだというところで。市長部局ともまた調整をしないといけないですが、今ちょっとそんな動きがありますので。ですのでこの60ページの市民プール解体とか、レストハウス解体っていうのはそこと絡んでくるということがあるんですね。

また、山びこの丘にあるブッポウウォールは7,500万円もやっぱりかかるんです。頑固にできておるものだからね。あれ、何とかできないのかなっていう思いはあるんですが、7,500万円もかけてただ撤去するだけっていうのは非常にもったいないという気がするんですけども。

○委員長

もったいないね。

○教育部長

ただ、あれはクライミングにはもう使えないんです。仮に直したとしても、もうあれ直登、垂直に上がるだけですけれども、もうああいうクライミングは全然流行らないんです。むしろ、こうぐーっとオーバーハングするようなものしか流行らない。全く時代おくれになっておるものですから。

今度、DOSがスポーツツーリズムというようなことで模様替えをして、新たな組織で来年からやってみようという動きがあるんですが、そういった中で使えないのかなっていうことも、話はしてるんですけどね。まだ具体のほうはちょっと出てきていない。

○委員長

もう危険な状態になっているんですか、あれ。

○教育部長

いや、骨組みは何ともないんです。ただ、張ってあるんですね。あれはもう、性が抜けて使える状態ではない。

○委員長

なるほどね。

○教育部長

ものすごく頑固につくってあるものですから、壊すのもすごく手がかかるという話です。

○委員長

そういうことなんだよね。ちょっと、もう少し検討したいですね。

○教育部長

それが、この60ページの撤去事業という事業を上げていくかどうかというところにも絡んでくるんですね。

○委員長

なるほどね。

あんまり誤解を招くようなことはしたくないなと思うし。さっきの市の体育館をつくるというような計画の大枠がはっきりしたあたりで出していくようなことも。

○教育部長

そのほうがいいかなっていう気はします。

○委員長

それでは、まだいろいろあるかと思いますが、何かあと気がついたところありますか。

まだ、ちょっとね、はっきり言って消化不良なんだけど、次のほうへ行きます。

それでは、教育長の決裁規程について、お願いします。

○教育部長

64ページからになります。

これにつきましては、法律が改正されまして、新城市では来年度から新教育長にかわる予定であります。そうしますと、今まで委員長が別にみえたわけでありまして、一緒になるという形でありまして、その業務、それから責任もそれだけ増大をしていくということで、新教育長の権限と責任というものをしっかりしていく必要があるのではないかと出てきたテーマであります。

それで、これは愛知県教育委員会が先行してこの新教育長のこの権限に係る部分の見直しをかけておりますので、基本的に愛知県教育委員会の決め方に準拠した形のものと考えております。

64ページ見ていただきますと、改正の概要は今申したとおりであります。それから、改正の理由もそうです。それで、特に大きな3番、改正の内容のところを見ていただきたいと思います。

今までと違う点といたしましては、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任しないこととした事務について、教育長が臨時に代理する場合というものを定めたいということが1点。それから2点目として、教育長に委任しないこととした事務について、教育長等に専決させることができる旨を定めるということ、この2番目が特に大きな点であります。それから、3点目として、上記の1と2の事務について、管理及び執行状況の教育委員会への報告について定めることとあります。代理とか、専決をしたものについては、事後でありますけれども教育委員会へ報告をするという規定を設ける。この3点が大きなものであります。

通常この今回の教育長決裁規程を整備するときに、どうしても外せないのが市のほうに決裁規程というのがありますが、そちらとの関連をしっかりとしないといけないということで、市の決裁規程もこれに合わせて一部改正をしていきたいということであります。

改正内容については、そこに書いてあるように、新城市決裁規程第15条において、「教育委員会に関する予算の執行については、教育長、教育委員会の部長及び課長に補助執行させるものとする。」というふうにされております。これが現行の制度であります。別表というのがついておりまして、別表第1の付記のところに、これは財務関係各表共通事項なんですけれども、そのところに「教育委員会に関する予算の執行について、市長又は副市長の決裁を必要とするものは、次です、教育長を経由す

るものとする」というふうに入ると。決済の重みによって、所管の課長が最終決定をすることができるもの、それから部長が決定をすることができるもの、その上には総務部長が決定をする、それから副市長が決定する、それから市長が決定をするというようなランクが結構ついております。

それで、現行規定は、財務に関しては市長・副市長に決裁が回るものについては、総務部長と財政課長を経由するものとするという規定になっております。それで、教育長は今の現行決裁規程上では、全く判が要らないと、通らないというような形になっておりますが、そここのところへ市長・副市長に決裁をあおぐものについては、必ず教育長を経由しないといけませんよという規定を1つ設けると、そうすると教育長は必ず目を通して、そここのところで教育長の目でチェックができるというような形のものにしていきたいというようなものであります。

次の65ページは新旧の対照が書いてあります。ここで、きょうは恐らく議論ができないと思いますが、委員さん方がこれを考えていただくポイントとして、次の65ページを見ていただきますと、左側が今度新しいものであります。これは、教育長に対する事務委任規則というものであります。こういったものは教育長に委任できますよってというようなもの、根拠になるものであります。

それで、第1条に新城市教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任するというところで、(1)から(9)まで上がっております。それで、この(1)から(9)までの9つのことについては、委任をしないということです。これらを除いて、そのほかのことは委任をしますということです。この9項目は委任をしないということなんです。第2条については代理ができるということと、特に第3条のところ、事務の専決ということで、教育委員会は第1条各号に掲げる事務を教育長または教育委員会の事務局、もしくは教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に専決させることができるという項目を1つ置きたいと思っております。

そのときに、要は第1条では(1)から(9)までは委任できませんよっていうことをいっておるんですが、教育委員会が決めれば、専決できるという条項が第3条にのせてありますので、この(1)から(9)までの間で、要は権限をわたしてしまっていていいものと、いけないものがあるかどうかというのを考えていただきたいんです。全部わたしてしまっていていいかどうか。ということがこの教育長決済規程の最大のポイントになります。

これ以外にも、法律で委任することはできないって言われておるものもありますので、これはどうしようもないんですが、それ以外の項目として、新城ルールとしてこの(1)から(9)までのものについてはできませんよという規定をここで持つておるということでもありますので、それでも専決をしてしまっていていいかどうかというものを検討していただきたい。

○委員長

何か、第1条と第3条は矛盾しておるような気がするんだけど。

○教育部長

矛盾はしておるんです。矛盾はしておるんですが、原則として委任はしませんよ、委任できないではなくて、これは委任しませんという規定なんです。第1条は。ですけども、別途決めれば専決できますよという解釈にすると。

○委員長

原則はできないけども、みんながいいと言えばいいねと、そういうことだね。

○教育部長

そういうことです。法律で定められておる項目も別途あるんですが、それはもうできないとうたわ
れてしまっているものですからどうあがいてもだめなんですけども、この事務委任規則の第1条とい
うのは、次に掲げる事項を除き委任をするという言いあらわし方ですので、委任ができないとい
うことをいっておるのではなくて、委任しませんって言っていることなんです。

ですので、原則は委任しませんというふうには謳うんですけども、ただ別途決めれば専決させるこ
とができますよと、できる規程にしてある。これは、どこで決定をするのかというと、当然この教育
委員会会議で決定を見る必要がありますし、証拠書類としては決裁を起こしておくというようなこと、
事務手続をすると思うわけでありまして。これが、愛知県教育委員会の教育長事務委任規則です。

○委員長

同じなんですか。

○教育部長

同じやり方になっています。法務的にこういったやり方がいいかどうかというの、市の法務係
のほうにしっかり検証をしてもらっておりますので、問題はないという回答を得ております。

○教育長

第6条はどういうの。「委任された事務について、重要かつ入れの事態が」ってどういうこと。

あ、上の括弧の中は、「異例」って書いてあるね。

○教育部長

異例ですね。

○教育長

これ自体は、これでいいんじゃない。後は、具体的な決裁規程の中の一覧表とか、そういう中で検
討していくということになると思うので。

○教育部長

はい。

○委員長

今ここでやるとしても、すごい時間かかっちゃいます。

○教育部長

ここで、実際に専決できる事項を決めてしまわなくても、この規則そのものは、委員さん方こうい
ったスタイルでということをお認めいただければ、総合教育会議に諮っていきたいと思っております。

○委員長

じゃあ、ありがとうございます。

一応ここで切ります。お疲れさまでした。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記